

第2期子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

流山市

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景と目的	2
2 子ども・子育て支援制度の概要	3
3 計画の位置づけ	6
4 計画期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	9
1 人口動態	9
2 少子化の動向	12
3 保育環境・教育環境の状況	19
第3章 第1期子どもをみんなで育む計画の評価	22
1 評価の方法	22
2 総合評価	22
3 基本目標別の評価	25
第4章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方	32
1 計画の基本理念	32
2 基本的視点	33
3 基本目標	34
4 施策の体系	36
第5章 事業計画	38
1 事業計画	38
2 区域設定	38
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 の内容に関する事項	39
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	40
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	51
6 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項	61
7 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量と確保方策	63

第6章 施策の展開	68
1 子育てを支援する地域づくり	70
2 子どもと母親（保護者）の健康づくり	77
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	83
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	91
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	95
6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	99
第7章 計画の推進体制	106
1 計画の推進	106
2 計画の進行管理	106
3 計画の進行状況の公表	106
4 国・県への要望	106
資料編	108
1 計画策定の経過	108
2 流山市子ども・子育て会議委員	110
3 子育てにやさしいまちづくり条例	111
4 第2期子どもをみんなで育む計画の策定に関するニーズ調査等の結果	113
5 教育・保育及び学童クラブの量の見込み	129
6 市域の地域区分（補足）	131



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、少子化、核家族化の進行、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法※」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。（※平成26年改正となり、10年間延長となる。）

さらに、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

子育て関連3法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市においては、次世代育成支援対策推進法を受け、平成17年度に「流山市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年度には「流山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しています。

また、平成19年度には「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備の基本方針等を定めました。

さらには、子ども子育て支援法において、市町村に策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」について、平成26年度に「（第1期）子どもをみんなで育む計画（以下、「第1期計画」という。）」を「流山市次世代育成支援行動計画」と一体的に策定したところです。

第1期計画では、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念とし、「流山市総合計画」や「流山市第5期障害福祉計画・流山市第1期障害児福祉計画」等との整合を図り、各施策においてその実現に尽力してきましたが、令和元年度をもってその計画期間を終了します。

そこで、新たに第2期となる「子どもをみんなで育む計画」を策定し、次世代育成支援対策推進法、そして、第1期計画の基本理念等を引き継ぎながら、本市における子ども・子育て支援の一層の推進を図ってまいります。

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のポイント

○施設型給付及び地域型保育給付

- ・施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付
- ・地域型保育給付：家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を対象とした給付

○認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援

- ・地域子ども・子育て支援事業の充実
- ・企業主導型保育事業等の創設

○市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施

○政府の推進体制

- ・内閣府に子ども・子育て本部を設置

○子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置
- ・地方版子ども・子育て会議の設置努力義務

(2) 主な政策動向のポイント

○幼児教育・保育の無償化

- ・幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実施計画」（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」（平成 29 年 6 月閣議決定）、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）において示され、2019 年 10 月より 3 歳から 5 歳までのすべての子ども及び、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化を実施することとなった。

○子育て安心プランの策定

- ・待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月）に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2022 年度末までに実施することとされた。

（２）子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援制度では市が給付の対象として確認した教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、施設型給付・地域型保育給付を支給します。

■施設型給付及び地域型保育給付の対象

施設型 給付	教育・ 保育 施設	幼稚園
		保育所
		認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型 保育 給付	地域型 保育 事業	家庭的保育事業（定員５人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		小規模保育事業（定員６～１９人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障害など個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で１対１で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

※地域型保育事業とは、子ども・子育て支援制度で市の認可事業として位置付けられた事業で、原則的に満３歳未満の保育を必要とする子どもを保育する事業です。

※給付の対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

（３）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で子ども・子育て支援法で１３事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業

- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（４）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	主に利用する 施設・事業
１号認定	満３歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前 の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 幼稚園（預かり保育利用）
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前 の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

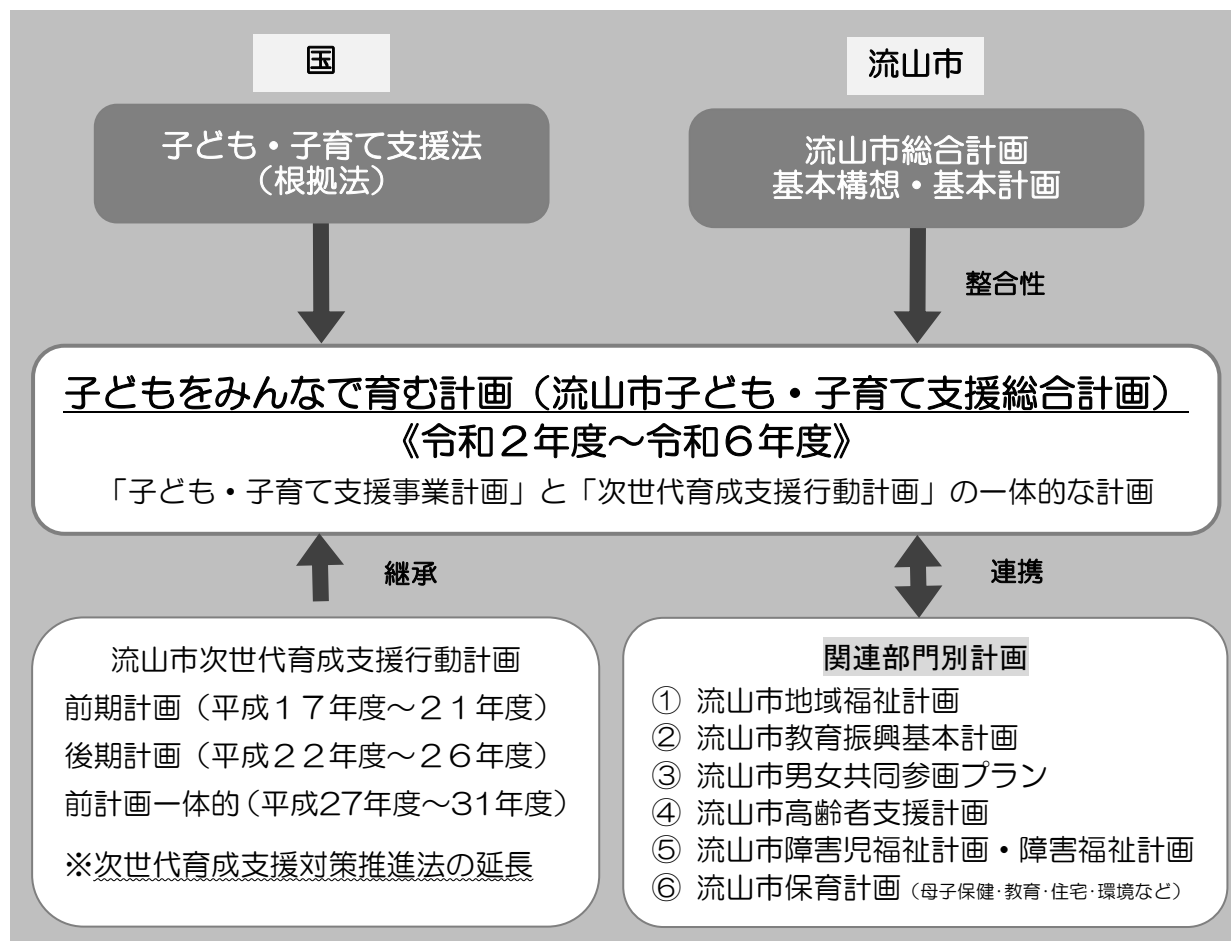
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。本計画の策定にあたっては子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえる必要があります。また、計画を進めていくにあたり、流山市総合計画等との整合、連携を図り、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs^{*}」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

上位計画、関連法との関係



※ 持続可能な開発目標 SDGs

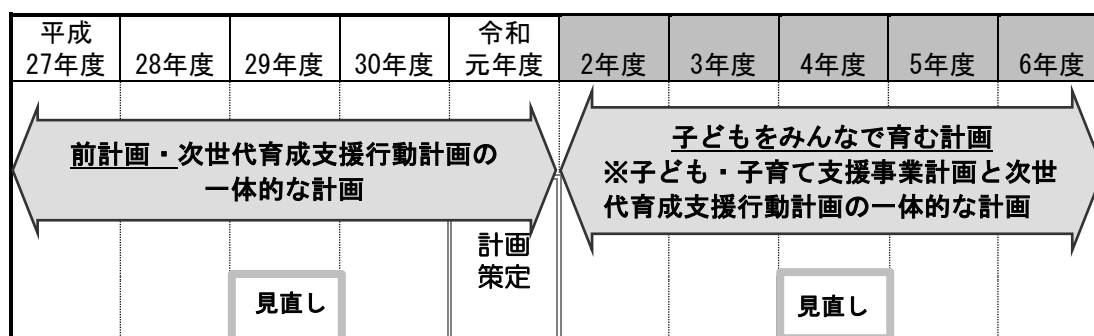
SDGsとは、平成27（2015）年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として以下のものが挙げられます。



出典：持続可能な開発目標(SDGs)推進本部資料

4 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期として策定し、中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行います。



5 計画の策定体制

（1）第2期子どもをみんなで育む計画策定に関するニーズ調査の実施（資料編参照）

本計画の策定に先立ち、本市では就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者を対象に、平成31年1月に第2期子どもをみんなで育む計画の策定に関するアンケート調査を実施しました。

また、市内の子育て関連施設等で、ヒアリング調査を実施し、施設利用にあたっての課題や子育て支援に関するご意見等を聴き取りました。

（2）流山市子ども・子育て会議の設置

流山市子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者、市民などの委員による審議を行ってきました。



第2章

子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

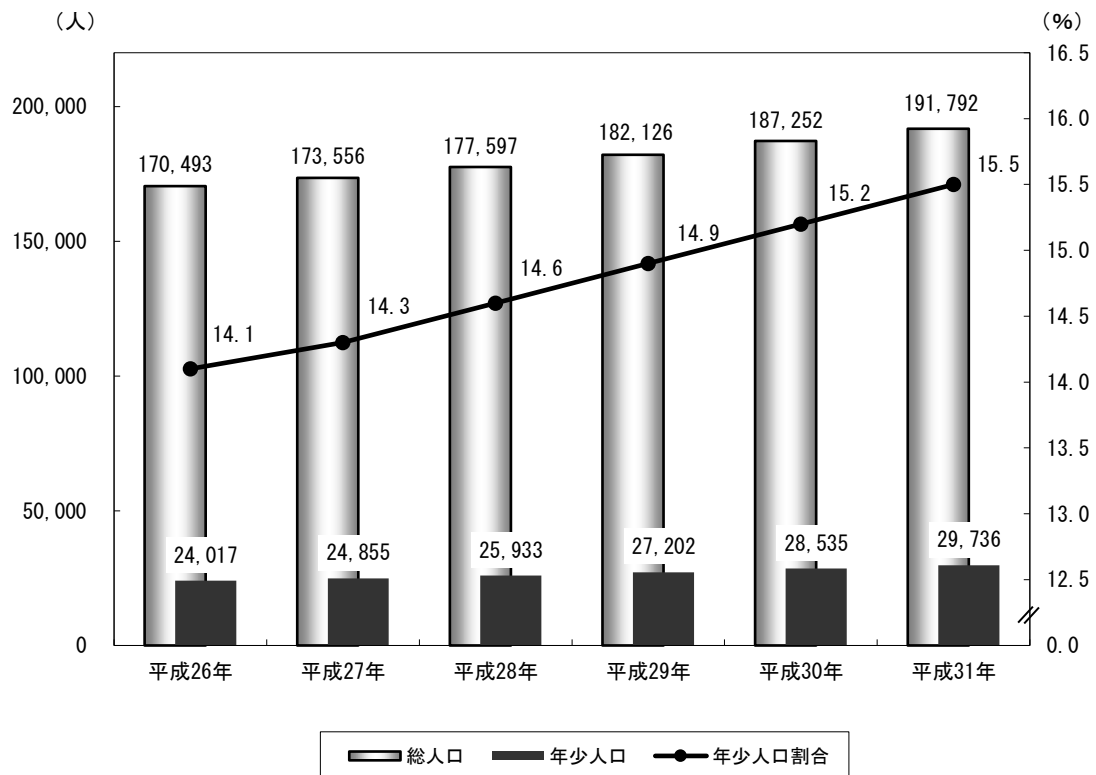
1 人口動態

平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て支援施策を進めてきました。

これにより、平成27年4月1日現在の常住人口と平成31年4月1日現在の常住人口を比較すると、約18,000人の増加となり、特に、年齢別人口では30代後半から40代、0～9歳の年齢層を中心に人口が伸びており、子育て世代が増加しています。また、住民基本台帳による流山市地区別人口推移では、全体人口に占める中部及び南部地区の人口が占める割合が高くなっています。

(1) 総人口と年少人口の推移

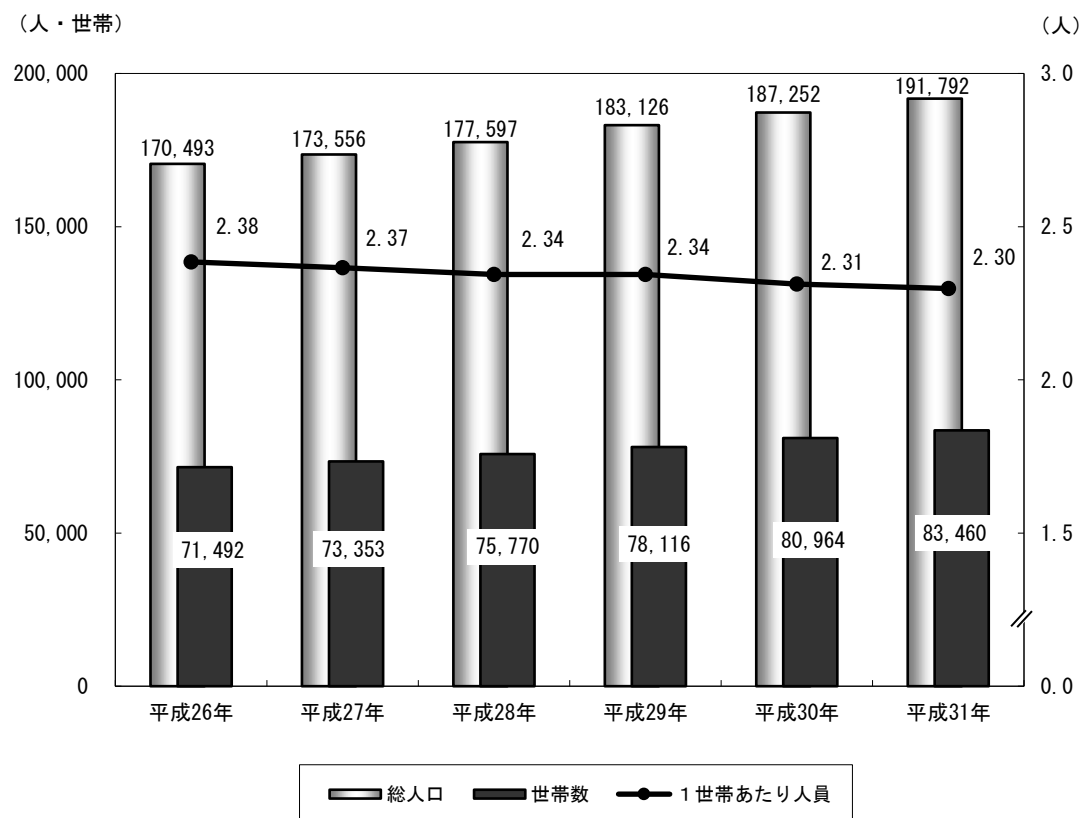
流山市の人口は、平成31年4月1日現在、191,792人と増加傾向で推移しています。年少人口(15歳未満)は、平成27年の24,855人から平成31年には29,736人となり、4,881人増加しています。年少人口割合は平成31年で15.5%となっています。



資料：流山市 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成31年4月1日現在、83,460世帯で、平成27年から10,107世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在の1世帯あたりの人員は2.30人となっています。



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成 27 年時点の核家族世帯（46,896 世帯）は、総世帯数（70,733 世帯）の 66.3%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し続けています。また、核家族世帯の 51.9%が「夫婦と子ども」世帯となっています。

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満 親族のいる 世帯	18歳未満 親族のいる 世帯
総世帯数	53,176	57,233	64,861	70,733	8,345	17,771
A 親族世帯	42,118	43,676	47,440	50,766	8,318	17,681
I 核家族世帯	37,012	38,825	42,847	46,896	7,862	16,197
(1)夫婦のみ	10,486	12,457	15,029	16,883		
(2)夫婦と子ども	22,667	21,916	22,711	24,372	7,636	14,870
(3)男親と子ども	655	745	845	929	16	145
(4)女親と子ども	3,204	3,707	4,262	4,712	210	1,182
II その他の親族世帯	5,106	4,851	4,593	3,870	456	1,484
(5)夫婦と両親	180	172	169	137		
(6)夫婦とひとり親	540	628	648	538		
(7)夫婦、子どもと両親	912	764	636	443	115	316
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,953	1,684	1,442	1,177	147	539
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	109	126	148	142	6	28
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	377	404	437	408	85	279
(11)夫婦、親と他の親族(子 どもを含まない)	79	57	69	53	11	17
(12)夫婦、子ども、親と他 の親族	252	221	205	115	49	97
(13)兄弟姉妹のみ	271	263	291	316	0	2
(14)他に分類されない親族 世帯	433	532	548	541	43	206
B 非親族世帯	221	307	632	675	27	80
C 単独世帯	10,837	13,250	16,775	19,273		10

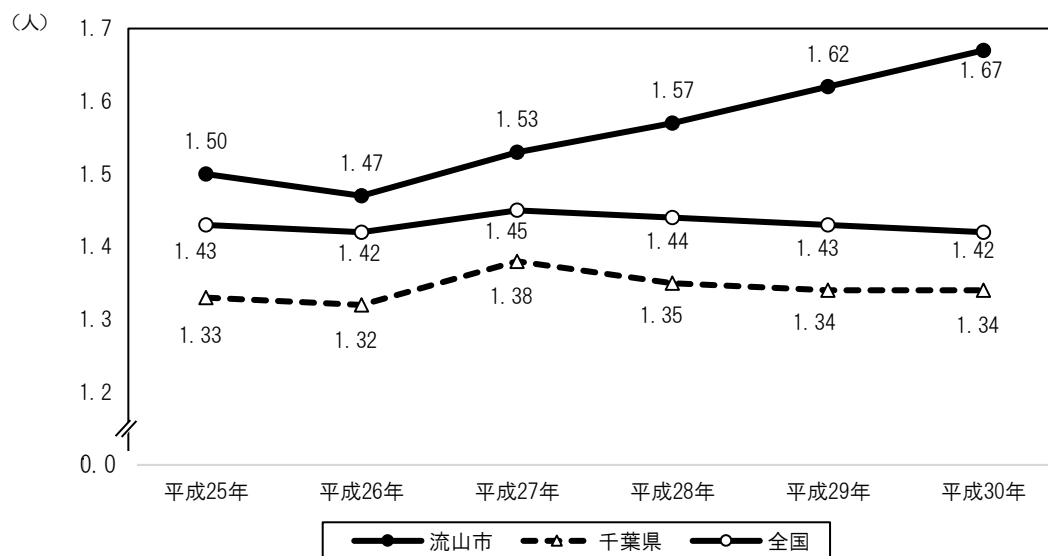
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成 25 年には 1.50 ですが、その後増加傾向で推移し、平成 30 年では 1.67 となり、県の 1.34 及び全国の 1.42 を上回っています。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

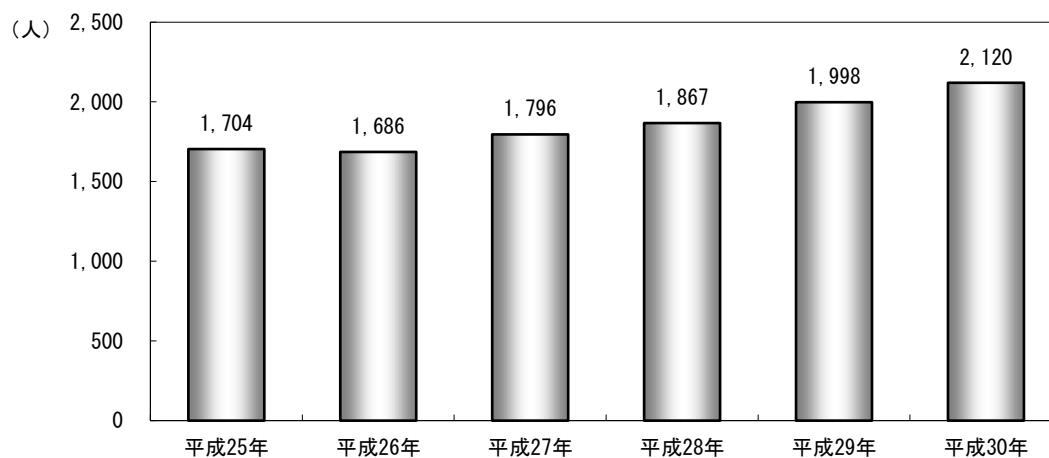


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

①出生数

出生数の推移を見てみると、平成 26 年には微減に転じましたが、平成 27 年以降には再び増加し、平成 30 年では 2,120 人となっています。

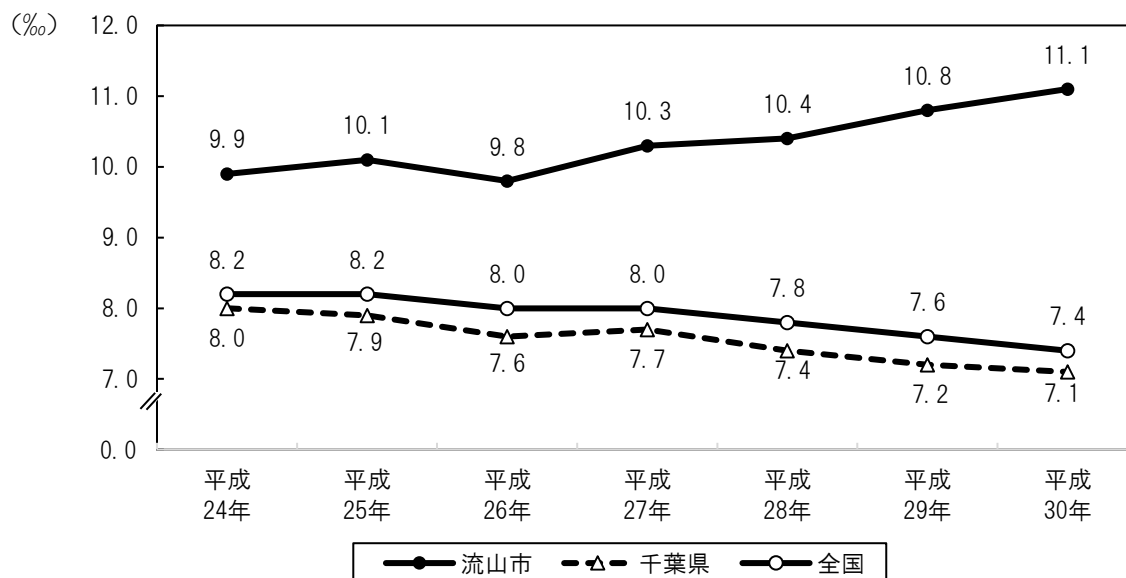


資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

②出生率

出生率の推移を県、全国と比較すると、平成30年では11.1‰（パーミル）で県及び全国を上回っています。

※出生率：人口千人あたりに対するその年の出生数の割合



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

③母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数の推移をみると、30～39歳の出生数が年々増加しています。

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	1,643	1,704	1,681	1,783	1,864	1,984
15～19歳	11	11	6	5	4	7
20～24歳	75	72	63	54	82	70
25～29歳	393	407	388	423	424	433
30～34歳	672	686	708	731	777	835
35～39歳	412	448	437	485	490	515
40～44歳	80	80	77	85	85	120
45～49歳	0	0	2	0	0	4
50歳以上	0	0	0	0	2	0
不詳						

資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

(3) 年齢階級別未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成 27 年時点の男性の未婚率は、30～34 歳が 39.8%、35～39 歳では 29.1%となっており、30 歳代の男性のおよそ 3 割超が未婚となっています。県及び全国の割合と比べると低くなっている年齢層が多くなっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.7	99.7	98.8	99.7	99.7	99.6
20～24歳	95.9	95.9	89.1	96.5	95.6	95.0
25～29歳	71.4	75.9	60.1	70.4	74.4	72.7
30～34歳	42.7	48.0	33.9	39.8	48.7	47.0
35～39歳	25.9	30.2	22.4	29.1	36.8	35.0
40～44歳	16.3	21.6	16.2	26.1	26.6	29.9
45～49歳	11.9	15.7	11.5	24.4	21.5	25.8
50～54歳	7.3	11.2	7.7	18.9	16.9	20.8
55～59歳	3.7	7.0	5.4	14.1	13.6	16.6
60～64歳	1.7	3.2	4.2	10.3	9.3	13.5
65～69歳	1.2	1.8	3.3	6.5	5.2	9.3
70～74歳	0.6	1.2	3.2	2.9	3.1	5.2
75～79歳	1.0	0.7	3.4	1.7	1.9	3.1
80～84歳	1.1	0.9	3.6	1.0	1.4	2.0
85歳以上	1.4	1.0	2.7	0.5	1.2	1.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 年齢階級別未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成 27 年時点の女性の未婚率は、30～34 歳で 28.3%、35～39 歳が 18.9%となっており、30 代の女性のおよそ 4 人に 1 人が未婚となっています。平成 22 年時点と比べると、25 歳～34 歳の割合が横ばいあるいは低くなっています。県及び全国の割合と比べると、低くなっている年齢層が多くなっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.3	99.2	99.9	99.7	99.4	99.4
20～24歳	90.5	91.2	91.9	93.3	89.1	91.3
25～29歳	57.7	62.5	58.4	58.4	60.1	61.3
30～34歳	26.1	33.9	31.2	28.3	33.8	34.6
35～39歳	13.3	17.1	21.7	18.9	22.4	23.8
40～44歳	6.9	11.0	14.2	17.3	16.2	19.3
45～49歳	4.2	6.4	11.2	13.7	11.5	16.1
50～54歳	2.8	3.8	6.7	10.6	7.7	11.9
55～59歳	2.0	2.9	4.3	6.5	5.4	8.3
60～64歳	2.6	2.0	2.9	3.9	4.2	6.2
65～69歳	1.9	2.6	2.1	2.9	3.3	5.2
70～74歳	3.4	2.0	2.5	2.3	3.2	4.3
75～79歳	3.2	3.0	2.5	2.5	3.4	3.8
80～84歳	1.9	3.0	3.2	2.2	3.6	3.9
85歳以上	1.7	2.1	3.3	4.0	2.7	3.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 年齢階級別労働力率の推移と比較（男性）

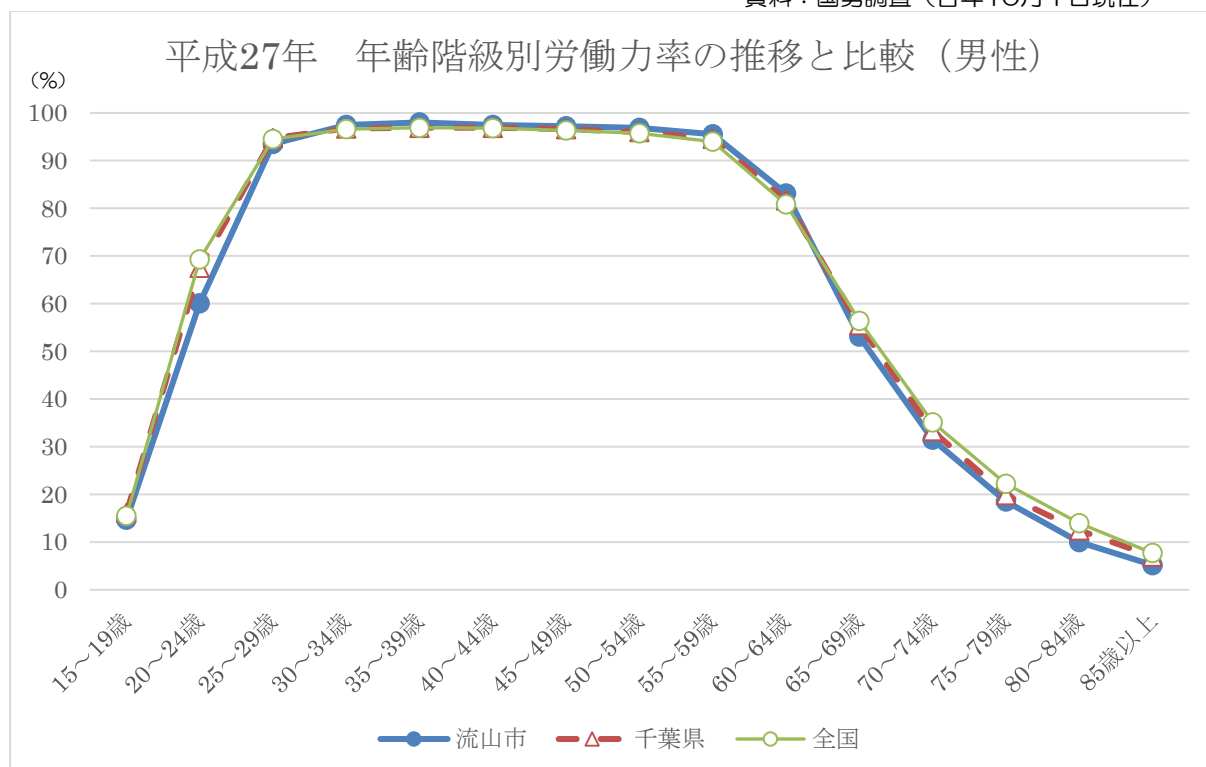
国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～39歳代では約98%台となっており、県・全国と比べると高くなっています。

※労働力率：年齢区分ごとの人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	14.1	16.4	15.2	14.7	16.1	15.5
20～24歳	57.3	56.2	58.5	60.1	67.5	69.3
25～29歳	92.9	89.4	93.7	93.5	94.7	94.5
30～34歳	96.0	93.7	98.0	97.5	96.7	96.6
35～39歳	97.0	94.9	98.5	98.0	96.9	96.9
40～44歳	97.6	95.6	98.5	97.5	96.9	96.8
45～49歳	97.4	95.9	98.1	97.2	96.6	96.3
50～54歳	97.5	95.8	98.1	96.9	96.0	95.7
55～59歳	96.2	94.5	96.4	95.5	94.6	94.0
60～64歳	74.3	74.9	82.0	83.1	81.6	80.8
65～69歳	45.8	47.5	52.0	53.1	55.5	56.4
70～74歳	25.4	27.9	31.1	31.5	33.3	35.1
75～79歳	17.2	17.3	16.9	18.5	19.9	22.2
80～84歳	12.8	10.8	11.3	10.0	12.5	14.0
85歳以上	5.4	6.4	7.6	5.2	7.0	7.7

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(6) 年齢階級別労働力率の推移と比較（女性）

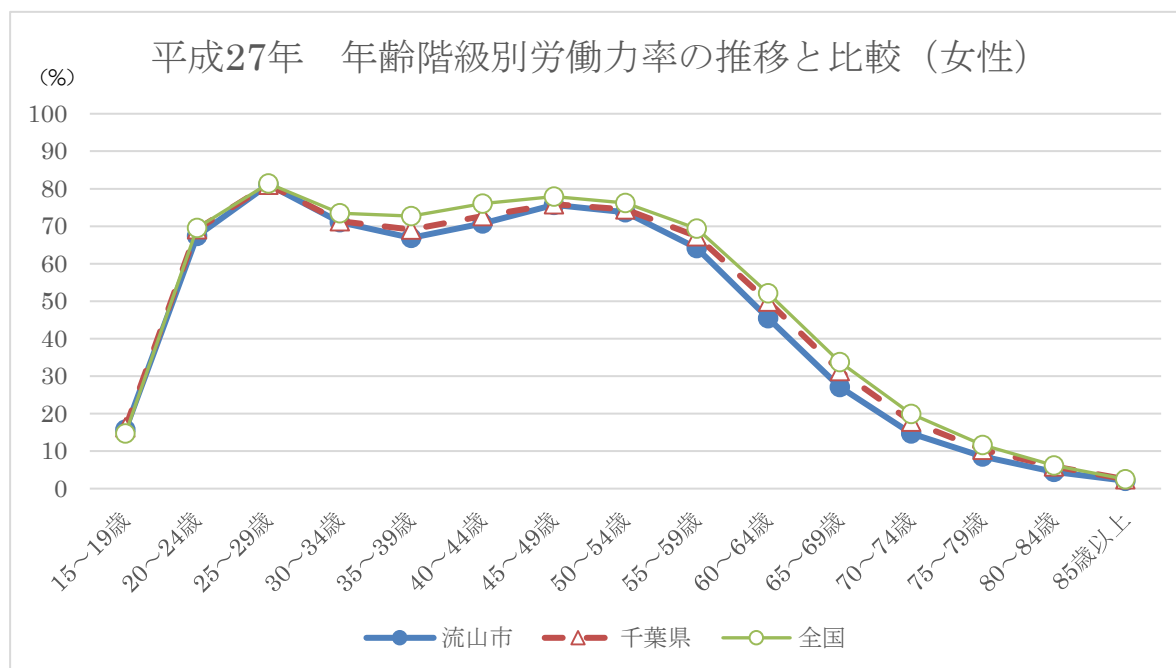
国勢調査によると、平成 27 年時点の女性の労働力率は、県及び全国と比べると若干低くなっていますが、平成 22 年時点の労働力と比較すると多くの年代で増えています。

※労働力率：年齢区分ごとの人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	13.7	17.4	17.2	15.7	16.3	14.7
20～24歳	66.9	64.3	68.4	67.4	69.2	69.5
25～29歳	70.0	72.9	77.8	81.1	81.1	81.4
30～34歳	49.5	57.9	64.5	71.1	71.3	73.5
35～39歳	49.7	54.7	59.9	66.9	69.1	72.7
40～44歳	57.9	64.3	66.0	70.7	72.7	76.0
45～49歳	62.0	68.6	71.8	75.7	75.9	77.9
50～54歳	56.3	61.6	68.2	73.7	74.5	76.2
55～59歳	46.2	51.0	57.4	64.2	67.3	69.4
60～64歳	29.7	31.3	40.6	45.5	49.9	52.1
65～69歳	15.4	18.7	22.1	27.1	31.4	33.8
70～74歳	10.1	10.3	12.8	14.7	17.9	19.9
75～79歳	7.3	7.2	7.8	8.6	10.4	11.6
80～84歳	3.8	4.8	6.0	4.5	5.9	6.2
85歳以上	2.1	1.4	2.3	2.1	2.5	2.5

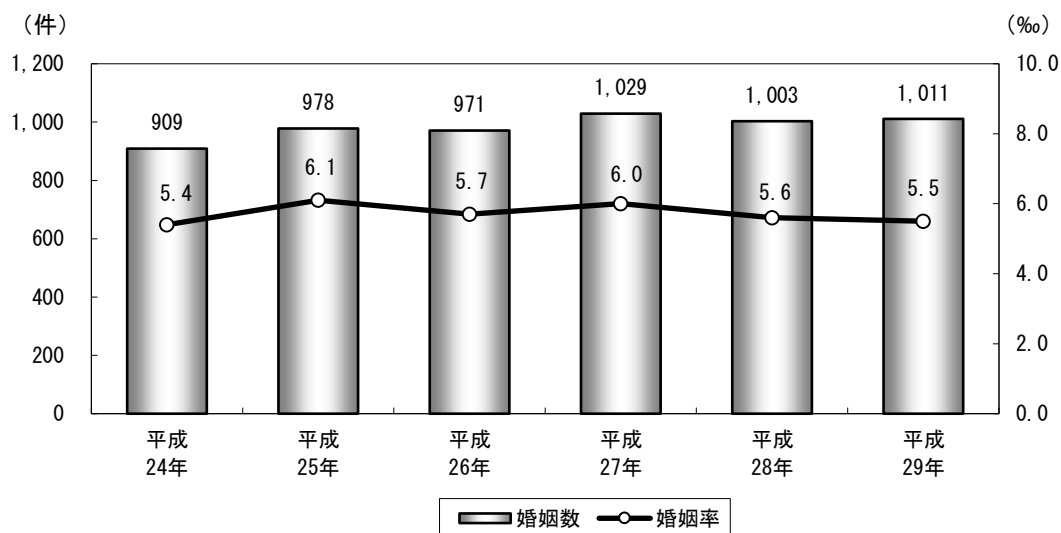
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(7) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数、婚姻率の推移は、増減を繰り返しており、平成 29 年時点で 1,011 件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は 5.5‰となっています。

※婚姻率：人口千人あたりに対する婚姻件数の割合

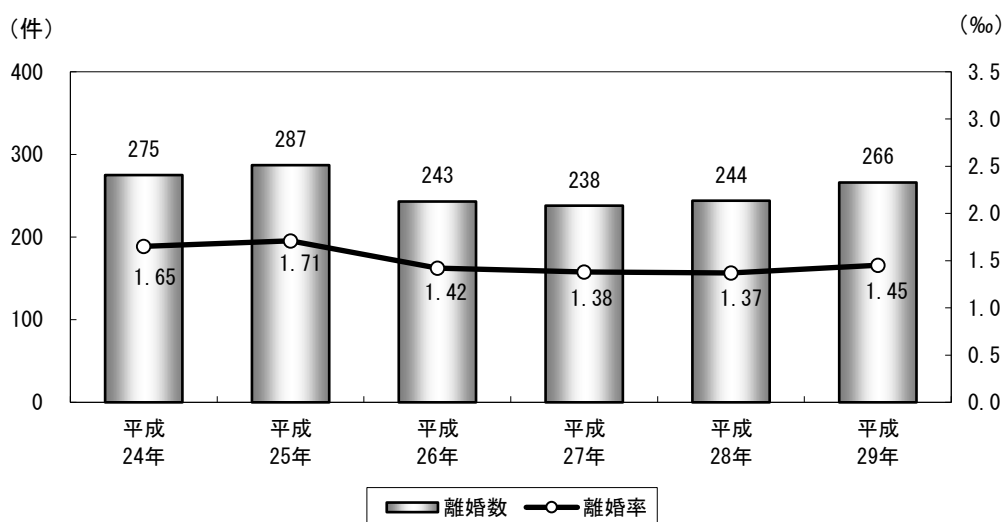


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(8) 離婚数、離婚率の推移

離婚数、離婚率は、増減を繰り返しており、平成 29 年時点で 266 件となっています。離婚率（人口千人あたり）は 1.45‰となっています。

※離婚率：人口千人あたりに対する離婚件数の割合



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所等入所児童数

認可保育所等入所児童数は、増加傾向で推移しており、平成31年度では、平成26年度から2,802人の増加となっており、保育ニーズの高まりがうかがえます。

※認可保育所等とは、認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園を指します。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入園児童数(公立)	562	553	557	581	604	574
	5	5	5	5	5	5
入園児童数(私立)	2,303	2,703	2,997	3,749	4,064	4,357
	18	22	29	36	40	43
認定こども園					228	440
					2	3
小規模保育事業所			41	74	214	296
			3	5	15	17

各年度4月1日現在

(2) 認可保育所等待機児童数（国基準）※

認可保育所等待機児童数は、増減を繰り返しており、毎年度、保育所等の整備をしているところですが、待機児童の解消には至っていません。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年度	3	47	8	8	2	0	68
平成27年度	3	30	10	4	2	0	49
平成28年度	8	99	28	9	2	0	146
平成29年度	4	50	34	2	2	0	92
平成30年度	0	24	1	4	0	0	29
平成31年度	4	26	6	6	0	0	42

各年度4月1日現在

※認可保育所等待機児童数（国基準）とは、「保育所等利用待機児童数調査要領」で、待機児童の計算の基準を厚生労働省が定めたものです。保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申し込みをしながら、利用していない児童を待機児童として把握します。ただし、1. 既に保育所に入所しているが転園を希望している児童、2. 育児休業中の保護者が復職の意思のない場合、3. 他に利用可能な保育所があるにも関わらず、特定の園を希望している場合等は待機児童に含まれません。

(3) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、平成 26 年度からほぼ横ばいで推移しています。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園児数（公立）	61	57	57	44	46	42
園児数（私立）	2,641	2,730	2,725	2,684	2,676	2,610
合計	2,702	2,787	2,782	2,782	2,722	2,652

各年度5月1日現在

(4) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、平成 26 年度から 10 か所の学童クラブを増設し、入所児童数も 1,059 人増加しています。保育ニーズが高まっていることなどから、今後も入所希望者が増加していくことが見込まれます。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入所児童数	1,061	1,244	1,303	1,515	1,765	2,120
か所数	21	23	24	27	28	31

各年度4月1日現在

※学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

(5) 小学校・中学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校とも増加傾向で推移し、保育所と併せて、特に小学校児童数が急増しています。

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	児童数	9,237	9,565	9,898	10,315	10,863	11,317
	学校数	15	16	16	16	16	16
中学校	生徒数	3,912	4,042	4,150	4,232	4,344	4,435
	学校数	8	9	9	9	9	9

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）



第1期子どもをみんなで育む

計画の評価

第3章 第1期子どもをみんなで育む計画の評価

1 評価の方法

第1期子どもをみんなで育む計画の評価は、まず①事業評価を行い、②①を分析し、基本目標を評価しました。

①事業評価

- ・評価手法としては、事業を主体的に実施する各担当課が目標の達成度の状況を「子どもをみんなで育む計画実施状況評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から事業の取り組み状況を評価しました。
- ・評価ランクは、「A：目標を達成できた」「B：どちらかという達成出来た」「C：どちらかという達成できなかった」「D：達成できなかった」「なし：事業終了・評価なし」の5分類としました。
- ・事業数は、1つの事業に対して複数の課が担当している場合は、重複してカウントしています。（1つの事業を3つの課で担当している場合、事業数は3事業となります。）

②基本目標の評価

- ・①の事業評価を基に基本目標の達成度を分析し、今後の課題を整理しました。

2 総合評価

第1期子どもをみんなで育む計画の193事業のうち、A評価が144事業で74.6%、B評価が42事業で21.8%、C評価が2事業で1.0%、D評価が3事業で1.6%となっています。計画全体の進捗状況としては、約9割以上の事業が目標を達成、もしくは改善しています。

基本目標別では、「基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり」の事業の多くが目標達成、もしくは目標に向かって改善しています。

これらのことから、子どもをみんなで育む計画は、各基本目標のさらなる事業内容の充実を図るとともに、課題を解消するためにも事業を引き続き実施していく必要があります。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
基本目標１　子育てを支援する地域づくり						
①情報提供・相談体制の充実	21	13	8	0	0	0
②地域における子育て支援サービスの充実	15	8	6	0	1	0
③子育て支援のネットワークづくり	2	2	0	0	0	0
④経済的支援の充実	14	12	0	0	0	2
計	52	35	14	0	1	2
割合（％）		67.3	26.9	0.0	1.9	3.9
基本目標２　子どもと母親（保護者）の健康づくり						
①子どもや母親の健康の確保	9	2	7	0	0	0
②食育の推進	9	6	3	0	0	0
③思春期保健対策の充実	8	5	3	0	0	0
④小児救急医療の充実	1	1	0	0	0	0
計	27	14	13	0	0	0
割合（％）		51.9	48.1	0.0	0.0	0.0
基本目標３　子どもが健やかに成長できる教育環境づくり						
①子どもの人権の擁護	7	7	0	0	0	0
②次代の親の育成	1	1	0	0	0	0
③教育環境の充実	23	19	3	1	0	0
④家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0	0
⑤地域活動の充実	6	5	1	0	0	0
⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	7	0	0	0	0
計	46	41	4	1	0	0
割合（％）		89.1	8.7	2.2	0.0	0.0
基本目標４　子どもの安全を守る生活環境・体制づくり						
①安全なまちづくりの推進	6	2	3	1	0	0
②安心して外出できる環境の整備	3	2	0	0	1	0
③子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	4	1	0	0	0
④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	11	11	0	0	0	0
計	25	19	4	1	1	0
割合（％）		76.0	16.0	4.0	4.0	0.0

施策名	事業名	評価区分				
		A	B	C	D	なし
基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり						
①多様な働き方のできる環境の整備	5	4	1	0	0	0
②仕事と子育ての両立の推進	4	3	1	0	0	0
③保育サービスの充実と多様化	10	6	3	0	1	0
計	19	13	5	0	1	0
割合（％）		68.4	26.3	0.0	5.3	0.0
基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり						
①児童虐待防止対策の充実	16	14	2	0	0	0
②ひとり親家庭への支援の充実	2	2	0	0	0	0
③障害のある子どものいる家庭への支援の充実	6	6	0	0	0	0
計	24	22	2	0	0	0
割合（％）		91.7	8.3	0.0	0.0	0.0
事業評価総計	193	144	42	2	3	2
総計割合（％）		74.6	21.8	1.0	1.6	1.0

3 基本目標別の評価

基本目標1 子育てを支援する地域づくり

基本目標1の「子育てを支援する地域づくり」は、52事業のうちA評価が35事業、B評価が14事業、D評価が1事業、なしが2事業で、実施事業の67%がA評価となっています。

施策名①「情報提供・相談体制の充実」は、21事業のうちA評価が13事業、B評価が8事業となっています。「子育てガイドブックの発行」事業では祖父母世代にパパ・ママ世代の子育てについて理解を深めてもらうため、新たに「孫育てガイドブック」を平成31年3月に発行しました。

施策名②「地域における子育て支援サービスの充実」は、15事業のうちA評価が8事業、B評価が6事業、D評価が1事業となっています。D評価の「家庭的保育事業」は待機児童解消のため小規模保育事業所の整備を主に実施しており、家庭的保育事業は実施していません。新たに「夏休みの学校開放による「夏休み子ども教室」を開始し、夏休みの小学生の居場所の提供を行いました。

施策名③「子育て支援のネットワークづくり」は、2事業のうちA評価が2事業となっています。「ファミリー・サポート・センター」事業では平成28年度におおたかの森地域に新たに窓口を開設しました。

施策名④「経済的支援の充実」は、14事業のうちA評価が12事業、実施なしが2事業となっています。「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は利用者の状況を踏まえた結果、事業を実施していません。「就学援助・奨学金」は国が「高等学校等就学支援金」制度を実施していることから未実施となっています。

【今後の課題】

子育て世帯の増加に伴い、更なる相談体制の充実や支援体制の整備が求められます。また、保育ニーズ等の高まりに応じた保育所や学童クラブといった子育て関連施設の整備を進める必要があります。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
①情報提供・相談体制の充実	21	13	8	0	0	0
②地域における子育て支援サービスの充実	15	8	6	0	1	0
③子育て支援のネットワークづくり	2	2	0	0	0	0
④経済的支援の充実	14	12	0	0	0	2
計	52	35	14	0	1	2

基本目標2 子どもと母親（保護者）の健康づくり

基本目標2の「子どもと母親（保護者）の健康づくり」は、27事業のうちA評価が14事業、B評価が13事業で、実施事業の51.9%がA評価となっています。

施策名①「子どもや母親の健康の確保」は、9事業のうちA評価が2事業、B評価が7事業となっています。「乳幼児健康診査」では、診査回数を変更したほか健診内容を充実させました。

施策名②「食育の推進」は、9事業のうちA評価が6事業、B評価が3事業となっています。「乳幼児の食生活指導」事業では離乳食教室の利用者数が増加したことを受け、講座実施回数を増加しました。

施策名③「思春期保健対策の充実」は、8事業のうちA評価が5事業、B評価が3事業となっています。「思春期相談体制の充実」事業では平成30年11月より中学生を対象とした、いじめ報告・相談アプリを導入しました。

施策名④「小児救急医療の充実」は、1事業がA評価となっています。

【今後の課題】

第1期計画期間中の取り組み状況については、全体的に高い評価になっていますが、子育て世代の増加に伴い、今後もさらなる相談・サポート体制の拡充が求められます。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
①子どもや母親の健康の確保	9	2	7	0	0	0
②食育の推進	9	6	3	0	0	0
③思春期保健対策の充実	8	5	3	0	0	0
④小児救急医療の充実	1	1	0	0	0	0
計	27	14	13	0	0	0

基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標3の「子どもが健やかに成長できる教育環境づくり」は、46事業のうちA評価が41事業、B評価が4事業、C評価が1事業で、実施事業の89.1%がA評価となっています。

施策名①「子どもの人権の擁護」は、7事業のうちA評価が7事業となっています。「相談・カウンセリング」事業については相談事業の充実を図るため「青少年相談員」を増員したほか、関係機関との連携を強化しました。

施策名②「次代の親の育成」は、A評価が1事業となっています。

施策名③「教育環境の充実」は23事業のうちA評価が19事業、B評価が3事業、C評価が1事業となっています。「学童クラブと保育所の交流」事業は学童クラブと積極的な情報共有が行えなかったため、C評価となりました。「情報化社会への対応」事業では児童生徒用パソコンをタブレット型に入れ替えたほか、ICT拠点校を中心に無線LANの整備を行いました。

施策名④「家庭の教育力の向上」は2事業ともA評価となっています。

施策名⑤「地域活動の充実」は6事業のうちA評価が5事業、B評価が1事業となっています。

施策名⑥「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は7事業のうちA評価が7事業となっています。

【今後の課題】

子どもや保護者が様々な問題について気軽に相談できるように、引き続き相談体制の充実を行うことが必要です。また、子どもが健やかに成長できる教育環境を整えるため、更なる教育体制の充実や教育支援の実施が必要です。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
①子どもの人権の擁護	7	7	0	0	0	0
②次代の親の育成	1	1	0	0	0	0
③教育環境の充実	23	19	3	1	0	0
④家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0	0
⑤地域活動の充実	6	5	1	0	0	0
⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	7	0	0	0	0
計	46	41	4	1	0	0

基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

基本目標4の「子どもの安全を守る生活環境・体制づくり」は、25事業のうちA評価が19事業、B評価が4事業、C評価が1事業、D評価が1事業で、実施事業の76%がA評価となっています。

施策名①「安全なまちづくりの推進」は、6事業のうちA評価が2事業、B評価が3事業、C評価が1事業となっています。

施策名②「安心して外出できる環境の整備」は、3事業のうちA評価が2事業、D評価が1事業となっています。「交番増設の要請」については、大規模区画整理事業に伴う開発により、街の状況変化が著しいため増設要請は行いませんでした。

施策名③「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。「チャイルドシートの貸出」事業では貸出要領を改正したことで予約待機者を解消し、多くの利用者の利便性向上と乳幼児の安全確保に努めました。

施策名④「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、11事業のうちA評価が11事業となっています。

【今後の課題】

全ての子どもやその家庭が安心して生活できるよう、今後も継続して公共施設等の整備や防犯を意識した環境づくりが求められています。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
①安全なまちづくりの推進	6	2	3	1	0	0
②安心して外出できる環境の整備	3	2	0	0	1	0
③子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	4	1	0	0	0
④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	11	11	0	0	0	0
計	25	19	4	1	1	0

基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標5の「男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」は、19事業のうちA評価が13事業、B評価が5事業、D評価が1事業で、実施事業の68.4%がA評価となっています。

施策名①「多様な働き方のできる環境の整備」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

施策名②「仕事と子育ての両立の推進」は、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっています。

施策名③「保育サービスの充実と多様化」は10事業のうちA評価が6事業、B評価が3事業、D評価が1事業となっています。「病児・病後児保育」事業では、令和元年度より体調不良対応型が開始しました。「休日保育」事業は利用者の夜間保育、休日保育のニーズがないことから実施しませんでした。

【今後の課題】

共働き世帯等の増加により、保育ニーズが高まっており、保育サービスの一層の充実を図ることが必要となっています。また、就労を希望する保護者に対して、男女が協力して子育てに取り組むための情報提供や企業との連携が重要です。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
①多様な働き方のできる環境の整備	5	4	1	0	0	0
②仕事と子育ての両立の推進	4	3	1	0	0	0
③保育サービスの充実と多様化	10	6	3	0	1	0
計	19	13	5	0	1	0

基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

基本目標6の「保護が必要な子どもへの支援体制づくり」は、24事業のうちA評価が22事業、B評価が2事業、実施事業の91.7%がA評価となっています。

施策名①「児童虐待防止対策の充実」は、16事業のうちA評価が14事業、B評価が2事業となっています。「児童虐待防止のための連携強化」事業では平成30年度から子ども家庭課、健康増進課でケース検討会議を実施するなど、更なる連携強化を図りました。

施策名②「ひとり親家庭への支援の充実」は、2事業のうちA評価が2事業となっています。

施策名③「障害のある子どものいる家庭への支援の充実」は、6事業のうちA評価が6事業となっています。

【今後の課題】

児童虐待防止については、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制の確立と関係機関との連携強化が引き続き必要です。

また、すべての子どもが健やかに育つためには、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭への支援体制を強化することが求められています。

施策名	事業数	評価区分				
		A	B	C	D	なし
①児童虐待防止対策の充実	16	14	2	0	0	0
②ひとり親家庭への支援の充実	2	2	0	0	0	0
③障害のある子どものいる家庭への支援の充実	6	6	0	0	0	0
計	24	22	2	0	0	0



流山市子どもをみんなで育む計画の 基本理念と基本的な考え方

第4章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

**「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

本計画を推進するため、この基本理念に基づき、市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化してまいります。

2 基本的視点

基本的視点Ⅰ 子どもの視点に立った支援

子どもの最善の利益を実現するには、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見をふまえたうえで、適切な子育て支援をしていくことが必要となります。

すべての子どもが幸福感と自己肯定感を持ちながら成長できるよう、子どもの視点に立った支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅱ 切れ目のない支援

産前・産後休業後、育児休業後、待機児童問題、小1の壁（就学前までは保育サービスを利用できていたが、就学後に学童保育を利用できない）等、子育て支援に切れ目が出来てしまうことが子育てに対する不安の一因となっています。

いつでも、だれでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育ての流れの中で切れ目のない支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援

地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。

子育て家庭を更に重層的に支えるために、子育て関連施設・団体間の連携の強化やワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

基本的視点Ⅳ 施策の連携

子ども・子育て支援に関連する、教育や保育、福祉などの様々な分野が協力して、子ども・子育て支援サービスを提供していくことが求められています。

行政の都合で子ども・子育て支援を分断するのではなく、利用者の側に立つ観点から、子ども・子育て支援に関する各施策の連携を図っていくことが重要です。

3 基本目標



基本目標1 子育て支援する地域づくり

- ・子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保健サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- ・子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育て支援する体制を構築していきます。



基本目標2 子どもと保護者の健康づくり

- ・心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に母親の心身の健康づくりを支えていきます。
- ・健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- ・子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ・ライフステージの変化に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。



基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

- ・家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるように教育環境を充実させていきます。
- ・子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- ・子どもに乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。



基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ・ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- ・子どもが伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。
- ・次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- ・地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。



基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・男女がともに子育ての責任を担い、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- ・従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。



基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ・ひとり親の家庭や、障害のある子どものいる家庭など、それぞれの家庭の実情に合わせて、最も適切な子育てを支援していきます。
- ・子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の予防、発見に努めていきます。

4 施策の体系

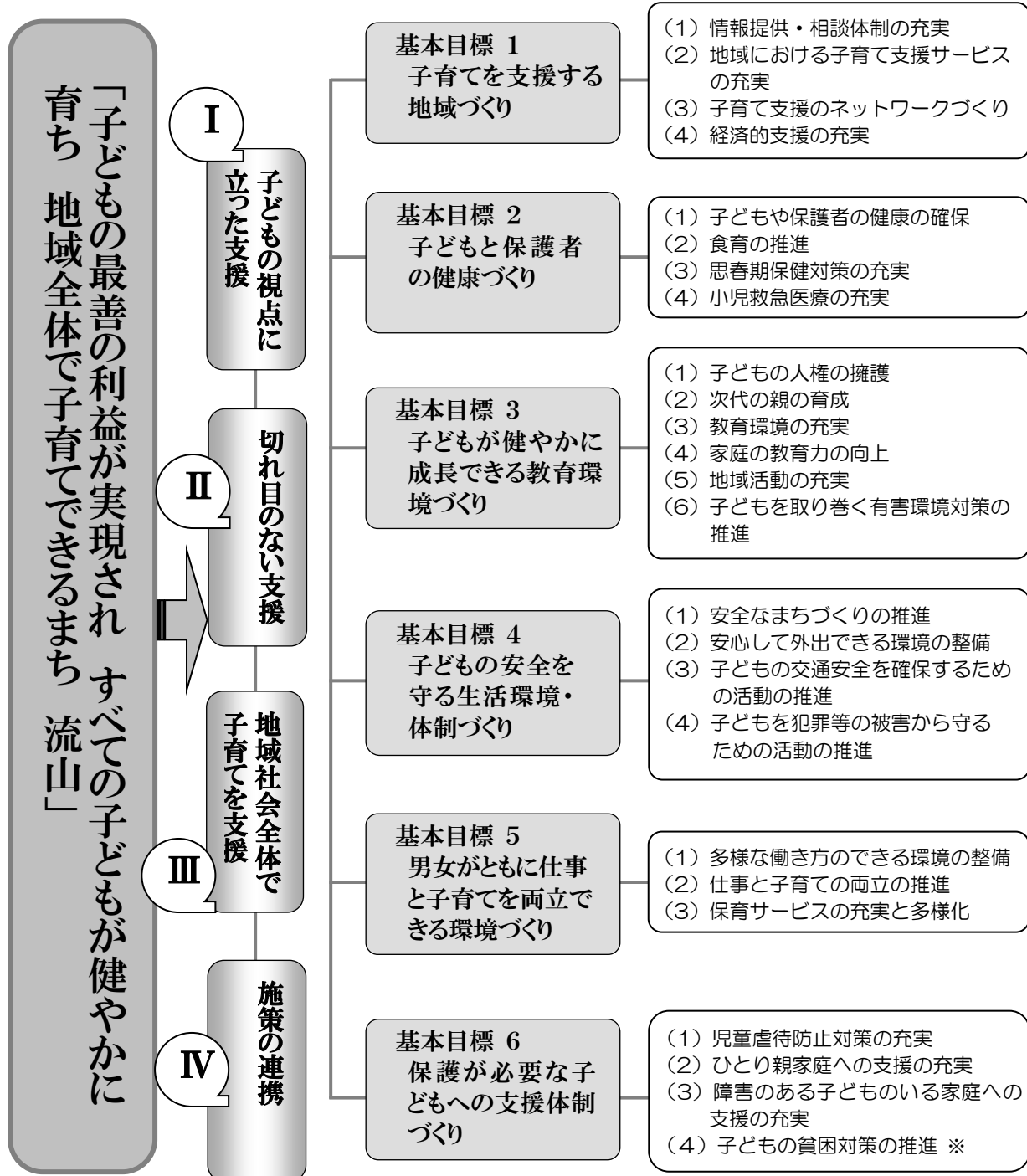
本計画の基本理念である「子どもの最善の利益が実現されすべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組みを進めます。

《基本理念》

《基本的視点》

《基本目標》

《主要課題》



※第2期計画において新たに位置付けられたもの



事業計画

第5章 事業計画

1 事業計画

事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項」、「教育・保育の量の見込みと確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の利用者の量の見込みと確保方策」、「子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項」に加え、第5期流山市障害福祉計画・第1期流山市障害児福祉計画に掲げる「第1期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法」により構成します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用者の見込み量（ニーズ量）の推計にあたっては、区域を設定し、区域別の児童の推計値やニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きの手順に沿って算出し、本市の地域特性を勘案しながら子ども・子育て会議での審議を踏まえ算定しました。

2 区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定し、それ以外の事業については、市全域の1区域で設定します。



3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

子ども・子育て支援制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

流山市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行を始めとし、整備に努めていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施を検討していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子供を保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、保・幼・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設され、この給付では、現行の教育・保育の給付の方法を踏まえつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な支給を行います。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

利用者区分を1号認定（幼稚園、認定こども園）、2号認定（3歳児以上）学校教育を希望（幼稚園の預かり保育、認定こども園）、2号認定（3歳児以上）上記以外（保育所、認定こども園）、3号認定0歳児（保育所、認定こども園、地域型保育事業）、3号認定1・2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の5つに区分し、利用者区分ごとに、ニーズ調査の結果を基に必要となる量の見込みを算定し、それに対応する確保方策を設定しています。

《教育・保育施設の特性》

幼稚園	・私立幼稚園は専用バスによる送迎あり。 ・入所児童は周辺地域だけではなく市全域・近隣市からも受入れる。 ・受入可能児童数 ＝ 定員数を限度とする。
保育所（園）	・保育所は公私立を問わず保護者が送迎を行う。 ・入所児童は主に周辺地域。ただし、車等による送迎が可能であれば原則市域全域の保育所で受入れる。 ・受入可能児童数 ＝ 定員数 ※おおたかの森及び南流山には「送迎保育ステーション」を設置し、児童人口の急増に対応するため市域全域を対象として専用バスによる送迎を行っている。
認定こども園	・認定子ども園（幼保連携型を始め全てのタイプ）は専用バスによる送迎が可能。 ・入所児童は周辺地域だけではなく市全域・近隣市からも受入れる。 ・受入可能児童数 幼稚園機能 ＝ 定員数 保育所機能 ＝ 定員数
地域型保育事業（小規模保育事業所）	・事業所は保護者が送迎を行う。 ・入所児童は主に周辺地域。ただし、車等による送迎が可能であれば原則市域全域の事業所で受入れる。 ・受入可能児童数 ＝ 定員数

■市全域の見通し

整備の 方向性	4地区とも、将来人口推計の人口動態における児童数とともに、需要の増減が生じるものであるが、未就学児及び30代、40代の子育て世代の増、そして、女性就業率の上昇や保育無償化における影響をプラスの要因と鑑み、1号・2号・3号認定については、今後とも教育・保育需要の増が見込まれるものと考えている。 なお、保育所等の整備にあたっては、令和元年度開設の保育所ないしは、令和元年度当初の地域別入所数を勘案し、以下の入所率により整備想定数を算出する。 ・地区（入所率） 北部（約90％） 中部（約85％） 南部（約80％） 東部（85％）
------------	---

《保育所等の整備年度及び整備数》

単位：定員数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
北部	79	49	0	0	0	128
中部	589	259	49	90	60	1,047
南部	769	608	480	450	450	2,757
東部	90	0	49	0	0	139
計	1,527	916	578	540	510	4,071

■市全域（4区域の合計）

※「計画策定間の環境」及び「確保方策の内容」は各区域を参照

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②－①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
市 全 域	令和2年度	1号認定		2,241	144	2,820		449
		2号認定	学校教育を希望	274				
			上記以外	3,107	3,707			600
		3号認定	0歳児	498	646		58	206
			1・2歳児	2,470	2,047		299	-124
	令和3年度	1号認定		2,301	144	2,820		380
		2号認定	学校教育を希望	283				
			上記以外	3,488	4,556			1,068
		3号認定	0歳児	512	790		67	345
			1・2歳児	2,602	2,524		347	269
	令和4年度	1号認定		2,291	144	2,820		384
		2号認定	学校教育を希望	289				
			上記以外	3,615	5,045			1,430
		3号認定	0歳児	541	871		79	409
			1・2歳児	2,749	2,794		411	456
	令和5年度	1号認定		2,219	144	2,820		458
		2号認定	学校教育を希望	287				
			上記以外	3,841	5,390			1,549
		3号認定	0歳児	574	916		85	427
			1・2歳児	2,814	2,944		443	573
	令和6年度	1号認定		2,142	144	2,820		548
		2号認定	学校教育を希望	274				
			上記以外	4,031	5,711			1,680
		3号認定	0歳児	621	964		85	428
			1・2歳児	3,065	3,115		443	493

■北部地区

【計画策定間の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：41.0% 2号認定子ども：32.4%
3号認定子ども：0歳：10.2% 1・2歳：33.6%

※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

北部地区は、既存の市街地として成熟した街なみが続いており、過去3カ年の人口推移及び市将来人口推計においての緩やかな人口減が見られるものの、計画策定時には国基準の待機児童が8人発生している。計画期間内においては、女性の就業率の上昇を加味し、教育・保育施設ニーズを令和元年度とほぼ横ばい、ないしは緩やかな増と見込む。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②－①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
北部	令和2年度	1号認定		291	60	700		443
		2号認定	学校教育を希望	26				
			上記以外	218	255			37
		3号認定	0歳児	15	33		0	18
			1・2歳児	127	117		0	-10
	令和3年度	1号認定		276	60	700		459
		2号認定	学校教育を希望	25				
			上記以外	215	291			76
		3号認定	0歳児	16	36		3	23
			1・2歳児	129	138		16	25
	令和4年度	1号認定		272	60	700		465
		2号認定	学校教育を希望	23				
			上記以外	216	306			90
		3号認定	0歳児	16	42		6	32
			1・2歳児	142	147		32	37
	令和5年度	1号認定		282	60	700		455
		2号認定	学校教育を希望	23				
			上記以外	219	306			87
		3号認定	0歳児	16	42		6	32
			1・2歳児	127	147		32	52
	令和6年度	1号認定		270	60	700		470
		2号認定	学校教育を希望	20				
			上記以外	227	306			79
		3号認定	0歳児	18	42		6	30
			1・2歳児	138	147		32	41

■中部地区

【計画策定前の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：34.4% 2号認定子ども：59.4%
3号認定子ども：0歳：28.4% 1・2歳：73.3%

※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

中部地区は、計画策定時においては国基準の待機児童が9人発生している。令和元年5月に、同地区の大部分を占めるおおたかの森駅周辺区画整理事業の換地処分が為されたことから、今後とも街並みが形作られる中での人口増として、未就学児並びに子育て世代の増が見込まれる。

また、当該地区は、保育施設への入所希望が高いことが特徴として挙げられ、さらには、女性の就業率の上昇を二ーズに勘案していくことを考えとしている。

確保方策の中では、認可保育所と共に、待機児童の大部分を占める1、2歳児の受入を行える小規模保育事業所の整備を進めるほか、新たに整備する認可保育所での定員差や3歳児以上の受け入れに特化した施設の整備を視野に進めていく。

T×沿線整備地区は、区画整理の進捗とともに、子育て世帯の転入により児童人口が急増している。これに伴い、保育二ーズも急増していることから、区画整理に伴う大規模住宅等の開発に対し、「流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱」を策定して、200戸以上の整備については保育所を設置する旨を求めている。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。

- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）

- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区 域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②－①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
中 部	令和2年度	1号認定		760	15	200		-648
		2号認定	学校教育を希望	103				
			上記以外	1,420	1,607			187
		3号認定	0歳児	227	258		37	68
			1・2歳児	1,132	822		187	-123
	令和3年度	1号認定		772	15	200		-662
		2号認定	学校教育を希望	105				
			上記以外	1,491	1,937			446
		3号認定	0歳児	223	315		40	132
			1・2歳児	1,140	1,005		203	68
	令和4年度	1号認定		738	15	200		-624
		2号認定	学校教育を希望	101				
			上記以外	1,519	2,075			556
		3号認定	0歳児	224	336		43	155
			1・2歳児	1,095	1,086		219	210
	令和5年度	1号認定		712	15	200		-592
		2号認定	学校教育を希望	95				
			上記以外	1,514	2,105			591
		3号認定	0歳児	225	336		46	157
			1・2歳児	1,107	1,086		235	214
	令和6年度	1号認定		699	15	200		-572
		2号認定	学校教育を希望	88				
			上記以外	1,503	2,171			668
		3号認定	0歳児	228	339		46	157
			1・2歳児	1,162	1,107		235	180

■南部地区

【計画策定前の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：31.1% 2号認定子ども：43.1%
3号認定子ども：0歳：22.4% 1・2歳：45.5%

※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

南部地区は、計画策定時においては国基準の待機児童が19人発生している。

同地区においては、区画整理事業に伴う大規模住宅等の開発が、平成27年度以降急速に展開され、計画期間内においても特に木地区及び西平井、鱈ヶ崎地区の区画整理事業区域での未就学児及び子育て世代の増により、教育・保育へのニーズは増加すると見込まれる。また、保育施設への入所希望が高いことが特徴として挙げられ、さらには、女性の就業率の上昇をニーズに勘案していくことを考えとしている。

確保方策の中では、認可保育所と共に、待機児童の大部分を占める1、2歳児の受入を行える小規模保育事業所の整備を進めるほか、新たに整備する認可保育所での定員差や3歳児以上の受け入れに特化した施設の整備を視野に進めていく。

T×沿線整備地区は、区画整理の進捗とともに、子育て世帯の転入により児童人口が急増している。これに伴い、保育ニーズも急増していることから、大規模住宅等の開発に対し、「流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱」を策定して、200戸以上の整備については保育所を設置する旨を求めている。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。
（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区 域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②－①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
南 部	令和2年度	1号認定		869	9	1,040		75
		2号認定	学校教育を希望	105				
			上記以外	1,189	1,267			78
		3号認定	0歳児	219	235		18	34
			1・2歳児	958	757		96	-105
	令和3年度	1号認定		939	9	1,040		-4
		2号認定	学校教育を希望	114				
			上記以外	1,496	1,699			203
		3号認定	0歳児	234	310		21	97
			1・2歳児	1,064	1,000		112	48
	令和4年度	1号認定		961	9	1,040		-38
		2号認定	学校教育を希望	126				
			上記以外	1,575	2,035			460
		3号認定	0歳児	257	364		27	134
			1・2歳児	1,217	1,180		144	107
	令和5年度	1号認定		899	9	1,040		20
		2号認定	学校教育を希望	130				
			上記以外	1,770	2,320			550
		3号認定	0歳児	282	409		27	154
			1・2歳児	1,250	1,330		144	224
	令和6年度	1号認定		855	9	1,040		67
		2号認定	学校教育を希望	127				
			上記以外	1,929	2,575			646
		3号認定	0歳児	318	454		27	163
			1・2歳児	1,381	1,480		144	243

■東部地区

【計画策定前の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：31.7% 2号認定子ども：31.8%
3号認定子ども：0歳：12.1% 1・2歳：35.1%

※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

東部地区は、計画策定時において国基準の待機児童が6人発生している。

区画整理事業が進む後平井周辺の開発状況により就学前児童数及び教育・保育施設ニーズの増が生じるところであるが、同時に向小金周辺における小規模開発を鑑みたとで、計画期間内においては、教育・保育施設ニーズの緩やかな増加と見込む。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②－①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
東 部	令和2年度	1号認定		321	60	880		579
		2号認定	学校教育を希望	40				
			上記以外	280	578			298
		3号認定	0歳児	37	120		3	86
			1・2歳児	252	351		16	115
	令和3年度	1号認定		314	60	880		587
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	286	629			343
		3号認定	0歳児	39	129		3	93
			1・2歳児	268	381		16	129
	令和4年度	1号認定		320	60	880		581
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	305	629			324
		3号認定	0歳児	44	129		3	88
			1・2歳児	295	381		16	102
	令和5年度	1号認定		326	60	880		575
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	338	659			321
		3号認定	0歳児	51	129		6	84
			1・2歳児	329	381		32	84
	令和6年度	1号認定		318	60	880		583
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	372	659			287
		3号認定	0歳児	58	129		6	77
			1・2歳児	385	381		32	28

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている13事業について、ニーズ調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保方策を設定しています。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《学童クラブの特性》

現在の学童クラブ	・学童クラブでは、平日は授業終了後から午後6時まで、土曜日及び長期休暇中は午前8時から午後6時まで児童を預かる（延長保育あり。）。 ・本市では指定管理者制度による公設民営型（市が施設を設置し指定管理者が運営する形態）の学童クラブを全小学校区に設置している。 ・中部に位置する小山小学校区においては、市で学校敷地内や近隣地に新たな施設を整備することが困難であったことから、民設民営型（運営法人が自ら施設を設置し運営する形態）の学童クラブに運営を委託している。 ・入所児童数は、4月がピークであり、年度末に向けて徐々に減少していく傾向にある。（退所の理由は「夏休みまで利用したかった」、「塾や習い事に行く」など。）。 ・学童クラブの入所率は、保育所の入所率より低い傾向にある。この背景としては、保育短時間認定の家庭では、学童クラブを利用する必要性が低いことなどが考えられる。
今後の学童クラブ	・区域によっては今後も児童数の増加が見込まれること、学童クラブの入所率も増加傾向にあることを勘案し、需要に対応できる定員を確保するため、計画的に施設整備を行っていく。 ・施設整備にあたっては、公設民営型の学童クラブを基本としながら、市で新たな施設整備が困難な場合においては、民設民営型の学童クラブについても検討する。 ・民設民営型の学童クラブについては、放課後児童健全育成事業の開始届の提出を前提とするほか、委託など公費負担が発生する場合においては、できる限り公設民営型と同等の条件で運営がされるよう検討する。

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
(2) 提供区域の設定	北部地区・中部地区・南部地区・東部地区（４区域）
(3) 確保方策の内容	【北部】（小学校区：江戸川台、東深井、新川、西深井） ・令和６年度入所率 低学年：４０．７％ 高学年９．０％ ・令和元年度の施設環境で対応する。 ・計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 【中部】 （小学校区：西初石、八木北、小山、おおたかの森、新設（大畔）） ・令和６年度入所率 低学年：４４．３％ 高学年９．８％ ・令和２年度に新設小学校の校舎内に６単位（２４０人）を整備する。 ・令和２年度に八木北小学校の校舎内に７単位（２２０人）を整備する。 ・入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。 ・計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 【南部】（小学校区：流山、流山北、鰯ヶ崎、南流山） ・令和６年度入所率 低学年：４５．８％ 高学年１０．０％ ・入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。 ・計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 【東部】（小学校区：長崎、八木南、向小金、東） ・令和６年度入所率 低学年：３９．４％ 高学年９．３％ ・入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。 ・計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 ※全区域において、入所率は現在の入所率から段階的に上昇し、令和６年度入所率の値に達すると見込んでいる。
(4) 事業担当課	教育総務課

《学童等の整備年度及び整備数》

単位：定員数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
北部	0	0	0	0	0	0
中部	620	0	0	240	160	1,020
南部	320	0	0	160	0	480
東部	0	0	480	0	0	480
計	940	0	480	400	160	1,980

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の 見込み	低学年	2,182	2,562	2,909	3,230	3,482
		高学年	459	486	544	577	657
	②確保方策		2,580	3,520	3,520	3,955	4,355
	②－①		△61	472	67	148	216
北部	①量の 見込み	低学年	307	302	301	275	261
		高学年	78	75	80	78	71
	②確保方策		375	375	375	375	375
	②－①		△10	△2	△6	22	43
中部	①量の 見込み	低学年	876	1,100	1,310	1,484	1,620
		高学年	172	180	215	233	283
	②確保方策		1,065	1,685	1,685	1,685	1,925
	②－①		17	405	160	△32	22
南部	①量の 見込み	低学年	678	783	869	955	1,009
		高学年	126	147	159	172	193
	②確保方策		785	1,105	1,105	1,105	1,265
	②－①		△19	175	77	△22	63
東部	①量の 見込み	低学年	321	377	429	516	592
		高学年	83	84	90	94	110
	②確保方策		355	355	355	790	790
	②－①		△49	△106	△164	180	88

※教室を一時的に借用する場合については、確保方策には含めません。

(2) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	新規開設園においても延長保育を実施する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	6,326	7,037	7,427	7,823	8,217
	②確保方策	6,326	7,037	7,427	7,823	8,217

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ（宿泊・日帰り・トワイライト））

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に日帰りおよび泊りがけで入所させ、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を維持する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	ショートステイ（宿泊）	75	83	91	100	110
		ショートステイ（日帰り）	99	109	120	132	145
		トワイライトステイ	45	50	55	61	67
	②確保方策		219	242	266	293	322

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言その他の援助を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込みに対応する施設数
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

：か所

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	57,887	57,824	57,259	54,329	52,752
	②確保方策	16	16	16	16	16

(5) 一時預かり事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	幼稚園の預かり保育実施を推進する。 ファミリー・サポート・センターの実施施設数を増設する。 ショートステイ、トワイライトステイについては、現在の提供体制を継続する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課・保育課

② 量の見込み・確保方策

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	29,890	30,710	30,663	29,783	28,713
	②確保方策	38,400	38,400	38,400	38,400	38,400

■ 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター（就学前）、一時保育）

単位：人日／年

区 域	項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	① 量 の 見 込 み	ファミリー・ サポート・ センター	4,957	5,015	5,073	5,131	5,189
		一時保育	13,035	13,611	14,187	14,763	15,339
		計	17,992	18,626	19,260	19,894	20,528
	② 確 保 方 策	ファミリー・ サポート・ センター	4,957	5,015	5,073	5,131	5,189
		一時保育	13,035	13,611	14,187	14,763	15,339
		計	17,992	18,626	19,260	19,894	20,528

（６）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	病児について病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。
(2) 提供区域の設定	市全域（１区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を確保するとともに、病児保育事業の実施を検討する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	380	420	470	520	570
	②確保方策	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））

① 事業の概要

（１）事業の概要	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
（２）提供区域の設定	市全域（１区域）
（３）確保方策の内容	提供会員の確保を推進する。
（４）事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	2,124	2,149	2,174	2,199	2,224
	②確保方策	2,124	2,149	2,174	2,199	2,224

（８）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

① 事業の概要

（１）事業の概要	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
（２）提供区域の設定	市全域（１区域）
（３）確保方策の内容	量の見込み（訪問数）に対応する実施体制。
（４）事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	2,289	2,360	2,416	2,456	2,574
	②確保方策	実施体制：個人委託助産師及び保健師14～16名 非常勤助産師及び保健師10～20名 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(9) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子供の養育に支援を必要としている家庭に対して、保健師などを派遣し、育児や家事の指導・助言を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（延べ訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	164	186	186	186	186
	②確保方策	【育児家事援助部分】 実施体制：民間事業所委託1～4か所 実施機関：健康増進課（流山市保健センター） 子ども家庭課 【専門的相談支援部分】 実施体制：5～10人 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(10) 妊婦健康診査

① 事業の概要

(1) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（健診回数）に対応する実施体制。 ※1人あたりの健診回数は14回で算定。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：回

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	25,732	25,629	25,270	24,461	23,604
	②確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

(11) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	①特定型 子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。利用者の個別ニーズに応じた子育て支援サービスに結び付けられるように、相談機能を有する総合窓口を設置する。 ②母子保健型 母子手帳交付時の妊婦全件面接または訪問による状況把握を行い作成したコウノトリプラン（支援計画）に基づき、早期支援を実施する。支援の実施にあたっては、関係機関との連絡調整及び継続的なモニタリングを行い、保健センター地区担当保健師、児童福祉部門との連携を取りながら、母子保健型保健師等による妊産婦及びその家族等への支援を実施するものである。 また、支援メニューとして、産後ケア事業を実施する。 ③子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	令和3年度、令和4年度にそれぞれ1か所設置を予定。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：か所

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	4	5	6	6	6
	②確保方策	4	5	6	6	6

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。 教育・保育の無償化に伴い私立幼稚園に通う児童のうち、一定所得未満相当世帯及び第3子以降の児童の給食（副食費相当分）に要する費用等を助成する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（延べ人数）に対する実施体制。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	②確保方策	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	国の動向及び市内の事業者の意向を踏まえて検討する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課・保育課

6 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が円滑に利用できるような環境を整えていきます。

※任意記載事項とは、子ども・子育て支援法第60条に定められている子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針において、本計画に必ず記載しなければならない事項以外に、市として進めるべき施策を示したものとなります。第6章の施策の展開と合わせ、任意記載事項の内容の実現化に取り組んでいきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

県が行う施策との連携を図り、流山市の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。（各施策の詳細は第6章施策の展開を参照）

①児童虐待防止等対策の充実

児童虐待及びDVの早期発見、早期対策のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ援助依頼や送致等を求め、加えて、関係機関との連携強化が必要不可欠となります。

○子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及活動を行います。また、保護者として看護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知に努めます。

○児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待の発生予防、早期発見のため、妊娠期から母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行います。

なお、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊婦、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適

切な支援につなげることが重要です。また、地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ります。

○社会的擁護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業の確保に努め、更には、母子生活支援施設等との連携など、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要となる。

また、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するために、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めます。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

③子どもの貧困に対する取り組み

生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、子どもが健全に育成される環境を整えながら、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。

④障害児施策の充実等

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

なお、平成 30 年度～平成 32 年度を計画期間とする「流山市第 5 期障害福祉計画」及び「第 1 期障害児福祉計画」との整合を図ります。

（３）労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や学童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

7 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量と確保方策

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。なお、見込量及び方策は、第5期障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の計画期間にあわせ平成30年度～令和2年度の3か年間とし、本計画の見直しに併せて見直します。

（１）児童発達支援

①事業の概要

（１）事業の概要	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
（２）事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	1,510	1,673	1,836
	利用者数 【人/月】	122	136	149
②確保方策	児童発達支援センターつばさを中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者(家族)のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。			

（２）医療型発達支援

①事業の概要

（１）事業の概要	肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象にしています。
（２）事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	・本市には医療型事業発達支援を実施する事業所がないため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。			

	・平成29年10月時点で医療型児童発達支援の利用はありませんが、人口の増加によって、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な、障害児の増加も見込まれるため、引き続き第4期障害福祉計画の見込量を確保します。
--	---

(3) 居宅訪問型児童発達支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	事業の実施にあたっては、既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込量を確保します。			

(4) 放課後等デイサービス

①事業の概要

(1) 事業の概要	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	2,762	3,241	3,720
	利用者数 【人/月】	154	181	208
	市内事業者数	20	22	24
②確保方策	子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼びかけて見込量の確保に努めます。			

	県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。
--	--

(5) 保育所等訪問支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	6	7	8
	利用者数 【人/月】	5	6	7
②確保方策	保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害児支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。			

(6) 障害児相談支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児またはその保護者の状況を考慮し、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	86	107	128
	利用者数 【人/月】	8	9	10
②確保方策	流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。 障害児通所支援等の事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受け			

	るよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。 児童発達支援センターつばさによる「療育相談」や障害者支援課が実施する「発達障害講演会及び相談会」を定期的を開催し、保護者等が子どもの成長や発達等に関する不安を解消するとともに、障害児通所支援等及び障害福祉サービスの周知に努めます。
--	--

(7)障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について

種別	ニーズ見込量(人)	医療ケアが必要な児童数
保育所	14	(1)児童発達支援を利用している8人中1人
認定こども園	6	(1)児童発達支援を利用している8人中1人
幼稚園	14	(0)
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	10	(3)放課後等デイサービスを利用している4人中1人

※ニーズ見込量は、調査回答数に30～40%増で見込んだものです。

※「医療的ケアが必要な児童数」の()内の数字は、医療的ケアが必要な児童数です。

医療的ケアは、主に喀痰吸引、導尿、経管栄養等ですが、本調査においては、てんかん、医療的相談カウンセリングまで含めた回答になっています。

【量の見込みと確保方策】

・保育所、認定こども園、幼稚園においては、児童発達支援センターや保健センター等の関係機関と連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。

・放課後等児童健全育成(学童クラブ)においては、障害のある児童を優先児童と位置づけており、支援員等の加配や障害児保育に関する研修、施設のバリアフリー化等を通じ、受け入れに努めています。児童発達支援センターや障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等とも連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。



施策の展開

第6章 施策の展開

本計画では、多様なニーズに対応するために、様々な子育て支援施策を展開します。

また、本計画期間中（令和2年度から令和6年度）に特に重点的に取り組む事業として、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の関連事業を含む、下記の事業を重点的に取り組みます。

重点的に取り組む事業については、第1期子どもをみんなで育む計画における評価及び取り組み状況、流山市総合計画との関係性、市民のニーズや子ども・子育て会議での審議を踏まえ、選定しました。重点的に取り組む事業は、本章で★をつけて記載しています。

加えて、本計画（第2期計画）において新たに位置付けられた新規事業を入れています。

本計画期間中には、各施策事業の進捗管理としての事業評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改正などに対応するため、必要に応じて事業内容の変更や新たな事業を実施するなどの対応を図り、当該計画を推進していきます。

基本目標	事業番号	重点的に取り組む事業
1 子育てを支援する地域づくり	1	子育て及び家庭教育情報の提供
	2	子育て支援総合窓口事業
	8	保育所
	9	送迎保育ステーション
	10	地域子育て支援センター
	12	幼保一元化
	14	児童館・児童センター
	15	学童クラブ施設
	17	療育施設
	20	ファミリー・サポート・センター
2 子どもと保護者の健康づくり	34	妊娠・出産・子育てサポート事業
	36	乳幼児健康診査
	41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	52	相談・カウンセリング
	56	幼児教育に関する研究・研修
	61	特別支援教育
	64	絵本のふれあい体験の支援
	69	家庭教育講座
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	85	公園の整備・充実
	88	防犯対策の充実
	94	関係機関、団体との情報交換
	97	安全管理の促進

基本目標	事業番号	事業名
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	106	延長保育
	110	病児・病後児保育
	112	障害児保育
	113	学童クラブの活用
6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	115	子ども家庭支援拠点（支援拠点事業）
	117	虐待予防と早期発見
	118	虐待に関する相談の充実
	119	児童虐待防止のための連携強化
	120	社会的養育の推進
	126	療育指導・機能訓練
	129	居住訪問型児童発達支援

1 子育てを支援する地域づくり

基本目標 1 子育てを支援する 地域づくり

(1) 情報提供・相談 体制の充実

- ★ 1 子育て及び家庭教育情報の提供
- ★ 2 子育て支援総合窓口事業
- 3 子育てガイドブックの発行
- 4 各種相談
- 5 地域子育て相談
- 6 各種相談の連携
- 7 相談担当職員の充実及び適正配置

(2) 地域における子 育て支援サービスの 充実

- ★ 8 保育所
- ★ 9 送迎保育ステーション
- ★ 10 地域子育て支援センター
- 11 保育所の多機能化
- ★ 12 幼保一元化
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ★ 14 児童館・児童センター
- ★ 15 学童クラブ施設
- 16 夏休みの学校開放による「夏休み子ども教室」事業
- ★ 17 療育施設
- 18 市主催事業における託児サービス
- 19 赤ちゃんぽっとスペース

(3) 子育て支援のネ ットワークづくり

- ★ 20 ファミリー・サポート・センター
- 21 子育てグループの支援

(4) 経済的支援の充実

- 22 児童扶養手当
- 23 児童手当
- 24 特別児童扶養手当
- 25 障害児福祉手当
- 26 子ども医療費の助成
- 27 未熟児養育医療の給付
- 28 ひとり親家庭等医療費の助成
- 29 保育所保育料負担の適正化
- 30 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 31 特別支援教育就学奨励費補助
- 32 就学援助・奨学金
- 33 入学準備金の貸付

(1) 情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

近年では、核家族化や少子化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育てに関する知識が継承されにくくなっており、孤立し、子育てに不安を抱えている親が増加しています。

ワークショップでは、より多くの人に情報提供が行われるように積極的な広報を望む声が多くありました。

今後も、市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制を充実することが課題となってきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 1	子育て及び家庭教育情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等での確に提供するように努めます。 ・流山市市民便利帳 ・ママフレ ・児童館・児童センター活動パンフレット	子ども家庭課
		また、若い親が情報ツールとすることが多い、携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使って、よりの確かつ迅速に子育て情報を提供します。	公民館
		子ども・親子向けイベントを含む各種講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等での確に提供するように努めます。	生涯学習課
		保育園に関わる市民にとって、分かりやすく使いやすい子育て情報の提供に努めます。	保育課
★ 2	子育て支援総合窓口事業	子どもや保護者が幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子ども家庭課
3	子育てガイドブックの発行	子育て家庭を支援するため、子育てに関係する様々な情報を掲載した、「子育てガイドブック」を発行します。また、「孫育てガイドブック」を発行し、祖父母世代にパパ・ママ世代の子育てについて理解を深めてもらえる機会の創出を図ります。	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
4	各種相談	児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。	子ども家庭課
		子育てママのニーズを的確にとらえた子育てママのセミナー開催やコミュニティ形成ができるセミナーを実施します。	公民館
		スクールカウンセラーを配置し、電話相談や面談、学校訪問による保護者や児童生徒、教職員の相談体制の充実に努めます。	指導課
		障害の早期発見、早期支援に努めるため、療育相談事業を継続します。	障害者支援課
5	地域子育て相談	研修を通して各地域子育て支援センターの相談体制の充実に努めます。	子ども家庭課
		園開放を行うことで、より身近な相談場所としての機能を果たすことができ、保護者の子育ての不安解消につながることから事業を継続していきます。	保育課
6	各種相談の連携	各種相談窓口をはじめ、保健所、児童相談所、民生・児童委員、学校や保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。	子ども家庭課
		平成27年4月から運営する児童発達支援センターにおいて、関係機関等との協力により児童の支援方針を決定するなど、今後も障害児及びその保護者からの相談を継続します。	障害者支援課
		各種相談窓口と松戸健康福祉センター（保健所）、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。 ・ケース検討部会（定例部会、臨時検討会議）	健康増進課
		公立保育所所長会議、民間保育所協議会等を活用して、情報を共有し、緊急時に速やかに対応できるよう関係機関との連携を強化します。	保育課
7	相談担当職員の充実及び適正配置	学童クラブ運営法人連絡協議会及び小学校・学童クラブ・教育総務課で開催する学童クラブに関する三者協議を活用して情報を共有し、児童の健全な育成が図られるよう関係機関との連携を強化します。	教育総務課
		相談担当職員のスキルアップを図るため、研修会等に積極的に参加していきます。また、担当職員の適正配置についても相談件数の増加を加味し、検討していきます。	子ども家庭課
		医師などの専門家による療育相談を行い、相談支援専門職員によりサービス利用計画等を作成し、事業を実施していきます。	障害者支援課
		保護者の子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員（常勤職員だけでなく、非常勤職員も含め）の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます。	健康増進課
7	相談担当職員の充実及び適正配置	保護者に的確なアドバイス等をするには、幅広い知識の取得が必要なため、研修等を活用し保育士の資質向上に努めます。	保育課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援に関するニーズが高まっています。

また、ニーズ調査では子育てしづらい理由として「子どもの遊び場が少ない」が多く占めたほか、ワークショップでは放課後や長期休みにおける児童の居場所を増やしてほしいという意見が挙がりました。

全ての子育て家庭を社会全体で支援していくために、利用者のニーズを踏まえた多様な子育て支援サービスの充実が求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 8	保育所	待機児童数ゼロを達成するため、認可保育所等を整備します。	子ども 家庭課 (保育課)
★ 9	送迎保育ステーション	送迎保育ステーションを利用し、市内の保育所まで送迎することにより、待機児童の解消や保育所利用者の利便性の向上を図ります。	保育課
★ 10	地域子育て支援センター	職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	子ども 家庭課
11	保育所の多機能化	身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の実施等、保育所等の多機能化を推進します。	保育課
★ 12	幼保一元化	教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後も認定こども園の整備を進めます。 幼児教育支援センターにおいて、今後も国の動向を見ながら、幼保小関連教育の研究を進めています。	子ども 家庭課 (保育課) 指導課
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促します。	子ども 家庭課 保育課
14	児童館・児童センター	おおたかの森地域及び南流山地域において、児童センターを新たに整備します。 市内児童館・児童センターにおいて、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てサポートのための事業を実施します。	子ども 家庭課
★ 15	学童クラブ施設	放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。学童需要が大幅に増加する中で、安全な育成支援が提供できる環境を整備していきます。	教育 総務課
16	夏休みの学校開放による「夏休み子ども教室」事業	学校の夏休み期間、保護者が就労等で家を留守にする家庭の小学生に対して、学校施設の一部を使用し、夏休みの子どもの居場所として提供します。	公民館

事業名		事業内容	担当課
★ 17	療育施設	障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。	児童発達支援センター
18	市主催事業における託児サービス	引き続き安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。 乳幼児がいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、開催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。	公民館 子ども家庭課
19	赤ちゃんほっとスペース	安心して赤ちゃんを外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所（施設）を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。また、「赤ちゃんほっとスペース」以外の施設でも子ども連れの親に配慮した施設整備を進めます。	子ども家庭課

※ 国の推進する「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童に対して安全・安心な居場所の確保を図ること等を位置付けており、市においても、放課後児童クラブ（学童クラブ）の計画的な整備を当該プランに基づき進めているところです。

加えて、児童の安全・安心な居場所の確保という部分においては、放課後子供教室に代えて、各小学校区に設置の放課後児童クラブ、公民館での夏休みの学校開放による「夏休み子ども教室」事業、市内各所の児童館・児童センターをさらに整備していきます。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する親族や知人の協力を得ることが難しく、家庭における育児の負担が重くなっています。

ニーズ調査では、子育てに関する主な親族協力者等の状況について、就学前の子どもで「いずれもない」と回答した人が1割以上いる結果となりました。

安心して子育てができるために、地域の子育て中の親同士が交流できる機会の提供や、NPO等との協働による子どもの預かりなどの子育て支援を充実していくことが求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 20	ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
21	子育てグループの支援	地域子育て支援センターや児童館、児童センターなどを活用し、乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。また、子育て支援に関心のある方々のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭課

(4) 経済的支援の充実

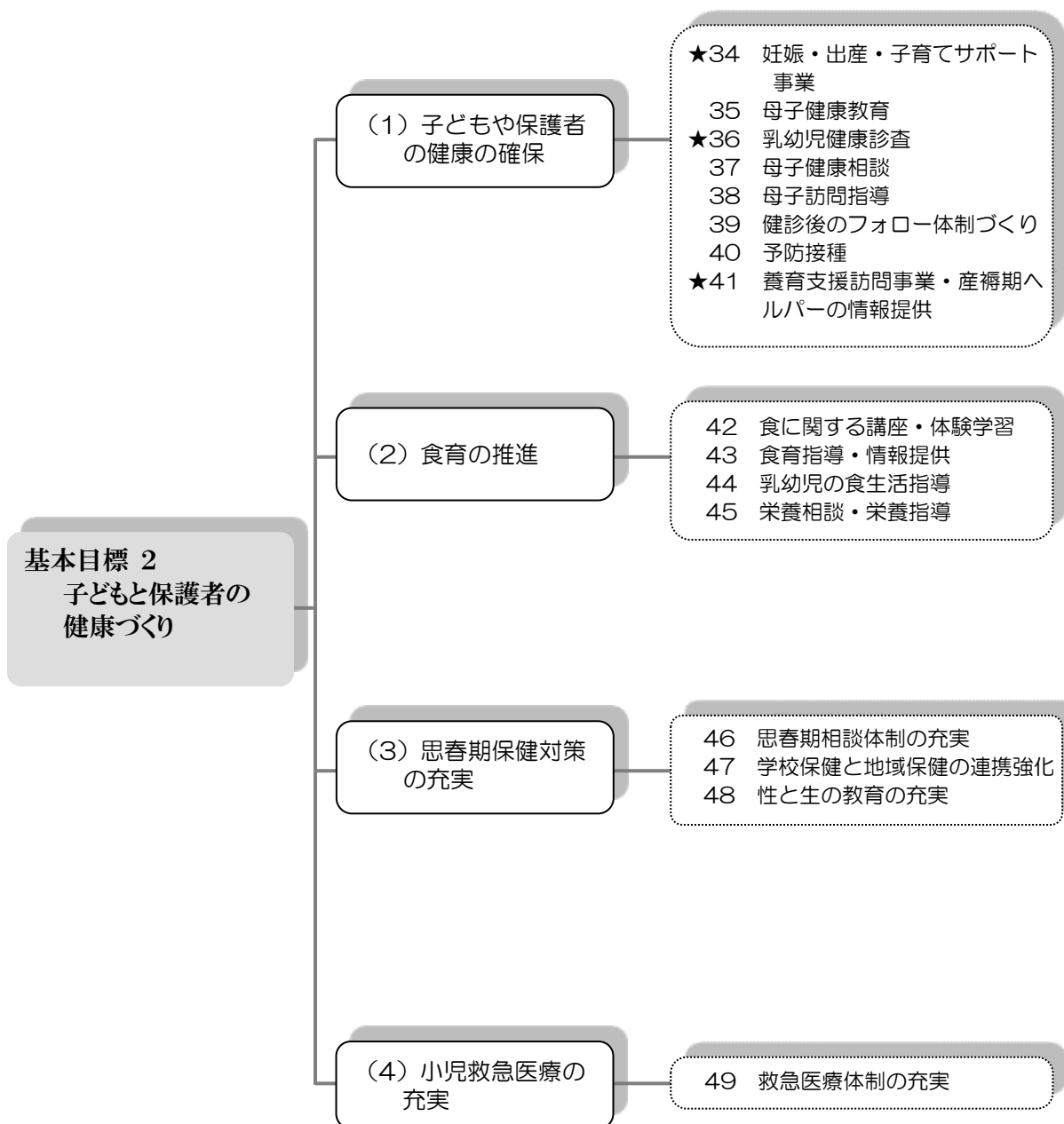
【現状と課題】

少子化の進行の原因のひとつとして、経済的な理由が挙げられます。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費等の子育て費用が大きな不安になっています。多くの家庭が安心して子どもを産み育てていけるよう、子育て世帯の経済的負担を軽減することが課題となっています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
22	児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭等の方に支給します。	子ども家庭課
23	児童手当	家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校3年生までの児童を養育している方に支給します。	子ども家庭課
24	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。	障害者支援課
25	障害児福祉手当	20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たす児童に支給します。	障害者支援課
26	子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。	子ども家庭課
27	未熟児養育医療の給付	乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、入院養育が必要な未熟児に対して医療給付を行います。	子ども家庭課 健康増進課
28	ひとり親家庭等の医療費の助成	18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育する母子、父子家庭等及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課
29	保育所保育料負担の適正化	保護者等が適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。	保育課
30	実費徴収に係る補足給付を行う事業	各施設事業者において実費徴収ができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に、費用の一部を助成します。	子ども家庭課 保育課
31	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。	学校教育課
32	就学援助・奨学金	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。	学校教育課
33	入学準備金の貸付	高等学校に入学を希望する保護者に対して、無利子で貸付します。今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課

2 子どもと保護者の健康づくり



(1) 子どもや保護者の健康の確保

【現状と課題】

全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てるためには、子どもや保護者の健康の確保が重要であり、妊娠や出産期、乳幼児期までの健康診査や訪問指導によるサポートが重要です。

また、女性にとって短期間に大きな心身の変化が起こる妊娠や出産期は、不安が大きいことから、子育てに関する助言を行い、精神的な負担を軽減することも大切です。

今後も子どもや保護者に対する相談体制や支援体制を充実させる必要があります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 34	妊娠・出産・子育てサポート事業	子育て世代の流入に伴い、転入者や初妊婦も増えることが見込まれることから、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子健康手帳交付時に「コウノトリプラン」を一緒に作成します。 出産後、心身の不調や育児不安のある母子に対し、「産後ケア」を紹介していきます。 子育てなんでも相談室（子育て世代包括支援センター）を中心に、子ども家庭課をはじめ関係機関・団体と連携し、子育てについてのサポートをしていきます。	健康増進課
35	母子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康の保持増進のための育児技術や生活習慣などが身につけられるよう支援を行います。 転入世帯が増え、参加者数の増加やパートナー参加のニーズがみられているため、実施方法について検討し、市民が受講しやすい体制を整え、地域交流のきっかけの場を担えるような内容などを検討していきます。 また、関係機関との連携を強化しながら、支援を進めていきます。	健康増進課
★ 36	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査の充実を図ることで、疾病や発達・発育の遅れ等早期発見のための丁寧な健康診査の実施に努め、子育て中の保護者の孤立化や不安の軽減にも努めていきます。また、令和2年夏頃より、マイナンバーを活用した他市町村との情報連携を行うことで、転居時に、乳幼児健康診査の受診の有無や健診結果・予防接種の接種履歴が引き継がれるようになり、さらに必要な情報を提供できるようになります。 乳幼児健康診査（3～6か月児、9～11か月児）、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	健康増進課
37	母子健康相談	保護者の育児不安の軽減を図り、子供が健やかに育つよう、育児や栄養、歯科等の相談について専門職がいつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・育児相談、健康相談	健康増進課
38	母子訪問指導	訪問指導によって、妊娠・出産・育児の不安解消を図り、健康の保持、増進に努めます。今後も、他事業や関連機関との連携強化を行い、早期に支援へつなげる体制づくりを行います。また、対象者の増加が予想されることから、訪問従事者の確保に努めます。 ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	健康増進課

事業名		事業内容	担当課
39	健診後のフォロー体制づくり	発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと適切な対応を図ります。今後も各乳幼児健康診査・おやこ相談・幼児グループ等の場でも関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。 ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討	健康増進課
40	予防接種	予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。 令和元年度から3年間、風しんの抗体検査・第5期定期接種を実施します。 定期接種対象外の年齢の方で、妊娠を希望する女性や、その配偶者を対象に風しんの予防接種費用の助成を実施します。 今後も国の動向や感染症の流行状況をみながら、事業を継続していきます。	健康増進課
★ 41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供	養育支援が特に必要な家庭に対し、専門職等による訪問を実施し、養育に関する指導・助言・必要なサービスの情報提供等を行うことで、保護者等が適切な養育を行えるよう支援していきます。今後は支援体制の見直しを関係機関と行い、事業の充実を図ります。 産後、親族等の支援が難しい方等を中心に利用できるサービスの情報提供を行うとともに、利用者の適切な支援計画を作成し、安心して産後の生活ができるよう支援します。	健康増進課 子ども家庭課

(2) 食育の推進

【現状と課題】

近年、家族構成やライフスタイルの多様化が進み、私たちの食生活をめぐる環境も変化してきています。健康的な生活を送るためには、乳幼児期から食習慣を身につけ、食に関する正しい知識を得ることが大切です。

今後も食に関する情報や食生活の定着を図る機会を提供していくことが求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
42	食に関する講座・体験学習	地元で作られる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。 今後も引き続き、生涯にわたり健康の維持増進のための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう支援を行います。 ・親と子の食生活共同体験学習の開催 ・親と子の食セミナーの開催 ・親子クッキング、給食参観 ・健康づくり推進員の活動の支援 など 地元で作られる食材を活かした食育体験や保育参観を通じて、保護者に給食を体験する機会を設けます。	公民館 健康増進課 保育課
43	食育指導・情報提供	関係機関と連携し、保育所、学校など様々な場や機会を通して、子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組が行えるよう総合的な体制づくりと事業の推進を行います。 食に関する課題に関して共通認識で取り組んでいくため、学校・家庭・子ども食堂等をはじめとする地域の食に関わる関係団体との連携を進めていきます。 子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組を推進します。 地産地消の観点から、地元の野菜を増やし、食育の推進を図ります。	健康増進課 学校教育課 保育課
44	乳幼児の食生活指導	乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行い、生涯にわたる健康な身体的基础をつくるための正しい情報提供を行います。 ・もぐもぐ教室（離乳食初期） ・カムカムキッズ（離乳食後期） ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供	健康増進課
45	栄養相談・栄養指導	今後も各事業を通し、乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた生涯にわたる健康づくりの支援を行います。 アレルギー等の乳幼児に対し、個別相談を行い、適切な給食を提供するなど、事業の継続に努めます。	健康増進課 保育課

(3) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は子どもから大人へと身体的・精神的に成長していく過程です。そのため、精神的な悩みを抱える子どもが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことが求められています。

今後も相談窓口の周知や学校をはじめとした関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を行うことが重要です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
46	思 春 期 相 談 体 制 の 充 実	学童期、思春期等の相談に様々な角度で対応できるよう、関係機関と連携を図りながら、引き続き、相談体制を強化していきます。	子ども 家庭課
		青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。 ※52、76、118に同相談業務を掲載	生涯 学習課
		子ども専用ホットラインの電話相談やいじめ報告・相談アプリの導入により、今後も継続して相談体制の充実に努めます。	指導課
		松戸健康福祉センターなど、関係機関との連携を高め、思春期相談活動の充実に努めます。	学校 教育課
		学童期、思春期における悩みや性の問題に関し、松戸健康福祉センター（保健所）、学校保健との連携を強化し、相談しやすい体制づくりに努めます。	健康 増進課
47	学 校 保 健 と 地 域 保 健 の 連 携 強 化	関係機関との連携を高め、中学校保健体育における指導の充実に努めます。	学校 教育課
		学校保健と地域保健のそれぞれの情報の共有化を行いながら、学校保健と地域保健との連携を図っていきます。	健康 増進課
48	性 と 生 の 教 育 の 充 実	自分を大切に、健康に生きるための学習を、保護者を対象に講座を開催します。	公民館

(4) 小児救急医療の充実

【現状と課題】

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。安心して子育てをするためには、小児救急医療体制の充実が不可欠です。

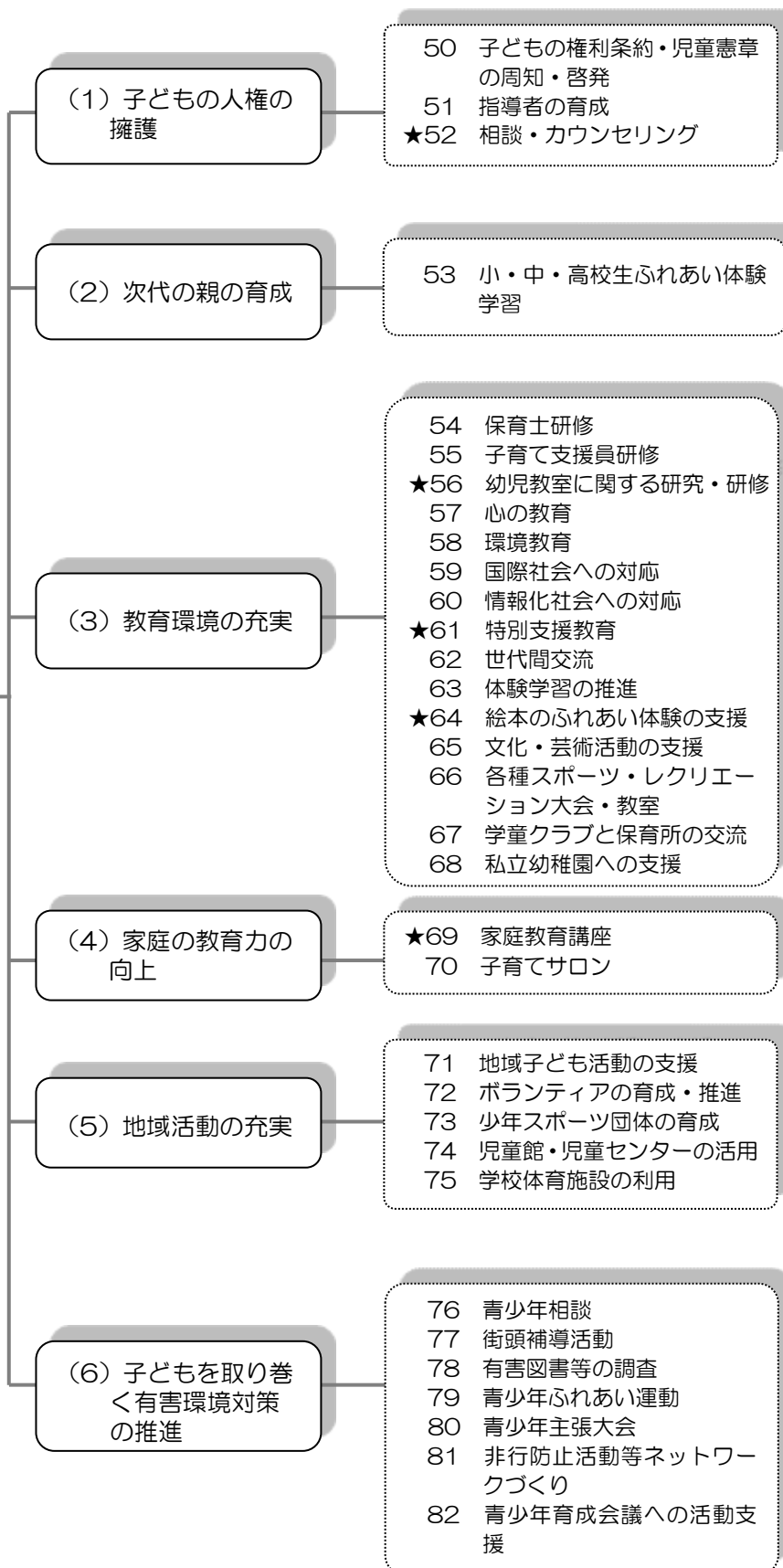
夜間・休日における子どもの急病に対する不安の声があることから、今後も小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことが課題となります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
49	救急医療体制の充実	平日夜間・休日診療所及び夜間小児救急による初期診療・応急処置（第1次救急）を継続するとともに、こども急病電話相談などの周知を図り、夜間・休日における小児の急病の際にも安心できる体制を確保していきます。	健康増進課

3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標 3 子どもが健やかに 成長できる教育 環境づくり



(1) 子どもの人権の擁護

【現状と課題】

近年、子どもに対するいじめや虐待が年々増加しています。

全ての子どもの権利が保障され、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つまちとして、児童の権利に関する理念の普及や啓発活動の促進と相談体制の充実が求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
50	こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発	児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。 人権週間等で意識を高めるだけでなく、子どもの権利や人権意識の定着のため今後も周知・啓発に努めます。また、流山市いじめ防止対策推進条例及び流山市いじめ防止基本方針を踏まえ、子どもたちがいじめに対する考え方を身に付けられるように、スクールロイヤー等による「自他ともに人権を守る大切さ」をテーマに『いじめ防止授業』を実施します。 関係課と連携を図り、相談支援を行う中で周知・啓発に努めます。	子ども家庭課 指導課 障害者支援課
51	指導者の育成	人権に関する研修を更に進めるため、また、教職員・保護者等の人権意識の高揚を図るためにも、指導者の育成に積極的に努めます。	指導課
★ 52	相談・カウンセリング	児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談できるよう、相談事業の充実を図るとともに、必要であれば、カウンセリングが受けられるよう、関係機関との連携を強化します。子ども家庭課に心理士を配置し、カウンセリング等には至らないが心理的な側面からの相談にも対応できるようにします。 スクールカウンセラーを配置し、支援・相談体制の充実を図ります。 青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。 ※46、76、118に同相談業務を掲載	子ども家庭課 指導課 生涯学習課

(2) 次代の親の育成

【現状と課題】

現在の少子化社会の背景には、女性の就業率の上昇等による晩婚化や、仕事と家庭の両立を支援する社会制度の不備等が考えられます。一方、結婚して家庭を築き、そして子どもを産み育てることに対する価値観が国民の間で共有されていないことも、大きな要因として考えられます。

そのため、子育て中の親はもちろんのこと、これから親となる人たちが子どもを産み育てることの意義を広めること、そして、小・中学生など将来親となる世代に対して、子どもと触れ合う機会の提供を通じて子育ての大切さなどを教えていくことが必要です。

今後も保育所、幼稚園、学校と連携し、次代の親の育成の取組みを継続していきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
53	小・中学生職場体験学習	「職場体験学習」の体験先として、乳幼児と小・中学生がふれあう機会を設けます。今後も継続して受け入れを依頼していきます。	指導課

(3) 教育環境の充実

【現状と課題】

子どもが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、確かな学力を育むことはもちろんのこと、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育の実践や、その教育環境の整備・充実が重要です。

そのためには、学校や子育て関連施設が連携・協力し、子どもたちが様々な体験をする機会を提供することや、保育士や学校の先生の研修を充実させ、子どもが健やかに成長できるための環境づくりが必要です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
54	保育士研修	保育に関する新しい課題に応じた保育内容や保育手法に関する研修や勉強会を実施し、保育士の資質の向上に努めます。	保育課
55	子育て支援員研修	地域で保育や子育ての支援活動に関心を持っている方が、活動するための十分な知識や技術を修得していただくために、研修を実施します。	子ども家庭課
★ 56	幼児教育に関する研究・研修	質の高い幼児教育が望まれているため、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。	指導課
57	心の教育	「特別の教科 道徳」の時間を「要」として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が進められるよう「道徳教育推進研修会」等、学びの機会を広げていきます。	指導課
58	環境教育	学校周辺の自然や、校内に設置されたビオトープを利用して、社会・理科・総合的な学習の時間における環境教育の推進を行います。	指導課
59	国際社会への対応	グローバル化に対応した英語教育を進めるために、流山市独自のプログラムを作成し、平成26年度より全小学校で実施しています。その支援として小学校英語指導員の存在は必要不可欠です。また、外国籍の児童生徒が増加傾向にあります。日本語での日常会話が難しい児童生徒への日本語指導を今後も継続して実施します。	指導課
60	情報化社会への対応	今後予想されるICTの進展に対応するため、新しい機器の調査研究に努め、更なる環境の充実に努めます。また同時にネットモラルに係わる指導も適切に行います。	指導課
★ 61	特別支援教育	障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めます。また、市のカウンセラーや関係機関と連携しながら障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、フォローをしっかりと進めます。	指導課

※ビオトープ：ビオトープのBIOは「生きもの」、TOPは「場所」という意味のドイツ語で、地域の野生の生きものたちが生育・生息する空間を意味します。自然生態系を観察するモデルを作り、自然の仕組みや大切さについて体験を通して環境学習の教材としています。

※ICT：「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略であり、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用したサービスの総称。

事業名		事業内容	担当課
62	世代間交流	地区社会福祉協議会、高齢者ふれあいの家等地域において、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。世代間交流を通じて、子どもが高齢者と触れ合うことにより、高齢者の生きがいの創出及び子どもの「高齢者を大切する気持ち」「人のことを思いやる気持ち」を育みます。 核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。	高齢者支援課 保育課
63	体験学習の推進	数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。 高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。 博物館子ども教室の内容を充実させて、継続していきます。外部団体等とも協働して、子ども向けの事業を展開していきます。	指導課 公民館 図書・博物館
★ 64	絵本のふれあい体験の支援	乳幼児や保護者、子育てにかかわる方が、絵本をとおしてふれあう場をつくることで、これからの子育てに役立つように支援します。また、「流山市子どもの読書活動推進計画」に基づくブックスタート事業(おはなし しゅっぱつしんこう!)として、乳幼児がいつでも、どこでも色々な絵本を楽しめるように、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置していきます。	図書・博物館
65	文化・芸術活動の支援	地元の文化諸団体の発表の場として、さらに、全国や世界で活躍されているアーティストを招へいし、芸術文化に触れることができる場として、ホールの活性化に努めます。 子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、市内の文化・芸術活動団体と協働して活動成果を発表する場の提供に努めます。 ブックスタート関連事業の拡充事業として、乳幼児向け「赤ちゃんおはなし会」を実施し、絵本の他にわらべうたを通じて乳幼児と楽しくコミュニケーションを行う機会を増やします。また、これから整備される(仮称)南流山地域図書館は、子育て支援施設との複合施設になるため、この特性を活かし事業拡充を進めていきます。	公民館 生涯学習課 図書・博物館
66	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	今後も各種スポーツイベントを実施し、子どもたちがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりを継続します。	スポーツ振興課
67	学童クラブと保育所の交流	保育所から小学校進学に伴う学童クラブへの円滑な移行を図るため、必要な情報交換・交流を行います。	保育課 教育総務課
68	私立幼稚園への支援	私立幼稚園との情報共有や市民への園情報の提供などを行い、私立幼稚園を支援し、園との連携を深めます。	保育課

(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、子どもが基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年、都市化、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されており、社会全体で家庭の教育力を向上させる支援の必要性が高まっています。

子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供し、家庭の教育力を充実させていくことが重要です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 69	家庭教育講座	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。	公民館
70	子育てサロン	乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により事業を展開します。 ・双子や三つ子のために「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施	公民館

(5) 地域活動の充実

【現状と課題】

子育ては、家庭の中のみで行うものではなく、地域社会全体で子育て家庭を支えることが大切です。

ワークショップでは、子育てにおける悩みとして子育て家庭と地域の活動の結びつきの希薄化を挙げる声がありました。

地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進等により、地域の活動を充実させていくことが重要です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
71	地域子ども活動の支援	各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図れるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。 ・めざせ！あそびの達人 ・チャレンジキャンプ ・チャレンジゲーム	生涯学習課
72	ボランティアの育成・推進	中学・高校生を中心としたジュニアリーダーを育成している子ども会育成連絡協議会の活動を支援します。 市民活動団体の運営・活動の支援に努めます。	生涯学習課 コミュニティ課
73	少年スポーツ団体の育成	子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間作りのため、指導者、団体の育成を図ります。（少年野球連盟・少年サッカー連盟・スポーツ少年団）また、ジュニアスポーツ団体指導者は毎年入れ替わることから、今後もジュニア期の正しいトレーニング方法の普及に努めていきます。	スポーツ振興課
74	児童館・児童センターの活用	子どもの居場所、遊びの場となる児童館・児童センターにおいて、利用者の意見を取り入れたイベント等を通じての仲間づくりや、また利用したいと思う企画の充実を進めます。また、インクルージョンの考え方を取り入れながら、地域における子育ての支援の拠点となるよう事業推進に努めます。	子ども家庭課
75	学校体育施設の利用	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。	スポーツ振興課

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

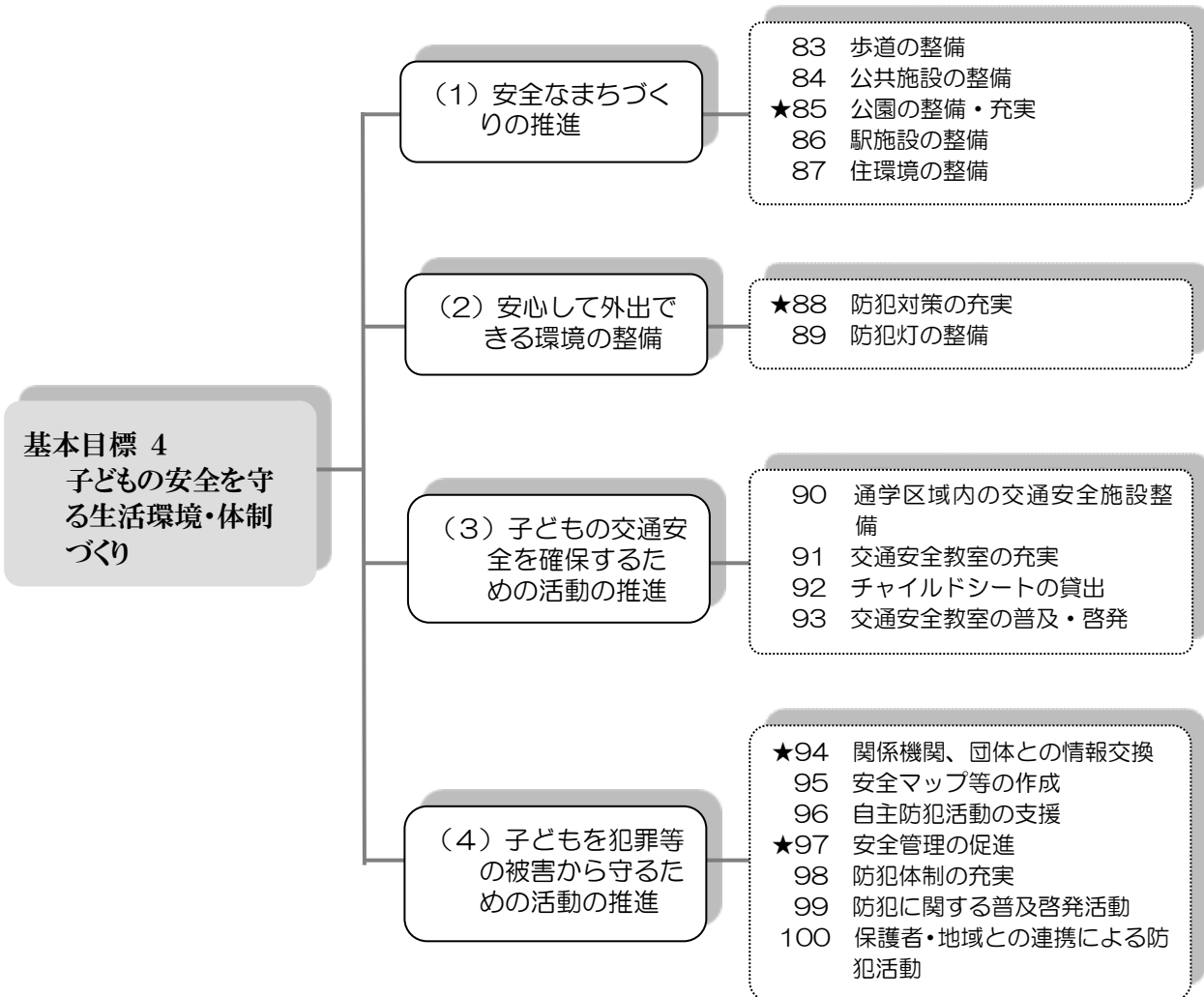
【現状と課題】

青少年を取り巻く事件が発生している中、地域住民・各種育成団体や関係機関・教員等による見守りやパトロールを強化し、さらに青少年やその保護者が一人で悩むことがないように、専門相談員による相談を行っています。また、希薄な人間関係が増加しているといわれる中、青少年が多彩な体験や社会の基本的なルールを学ぶ機会をつくる必要があります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
76	青少年相談	青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。 ※46、52、118に同相談業務を掲載	生涯学習課
77	街頭補導活動	青少年健全育成及び非行防止のため、保護者をはじめ市民を対象に啓発を行い、地域・家庭の教育力の向上を図り、同時に関係機関と連携しながら青少年にとってよりよい社会環境の整備を推進し、街頭等でのパトロールを実施します。	生涯学習課
78	有害図書等の調査	青少年健全育成及び非行防止のため、よりよい社会環境の整備を推進し、街頭、店舗等でのパトロールを実施します。	生涯学習課
79	青少年ふれあい運動	青少年健全育成及び非行防止のため、保護者をはじめ市民を対象に啓発を行い、地域・家庭の教育力の向上を図り、同時に関係機関と連携しながら青少年にとってよりよい社会環境の整備を推進します。	生涯学習課
80	青少年主張大会	青少年が日頃考えている抱負や意見の発表を通して広く伝えることで、青少年の理解と関心を深めます。	生涯学習課
81	非行防止活動等ネットワークづくり	青少年の健全育成及び非行防止を図るために、関係団体を支援し、かつ関係団体との連携を深めることで、活動の充実を図ります。	生涯学習課
82	青少年育成会議への活動支援	青少年育成会議による様々な活動の支援に努めます。 ・青少年健全育成推進大会 ・親子たこあげ大会 ・青少年健全育成啓発活動	生涯学習課

4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり



(1) 安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

道路や公園等の公共施設については、子どもや高齢者にやさしい環境整備を進めているところですが、子育て家庭が利用しやすい環境のさらなる整備を求める声があがっています。子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、市内の生活環境を見直していく必要があります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
83	歩道の整備	歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備等を行います。 歩道の整備等においては、交通弱者といわれる方々に配慮した道路整備に努めています。	道路建設課
84	公共施設の整備	既存の公共施設については、子どもをはじめすべての市民が安全で利用しやすいよう整備に努めます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から建設を推進します。	関係各課
★ 85	公園の整備・充実	子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。公園施設の長寿命化計画を策定し、公園遊具施設の更新をはじめとした公園等の維持管理を計画的に行います。	みどりの課
86	駅施設の整備	鉄道事業者と連携して、駅施設の利便性向上を推進します。	都市計画課
87	住環境の整備	良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。 建築協定の締結に向けて協議をしていきます。	都市計画課 建築住宅課

(2) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

近年、子どもを狙った犯罪が多発し、犯罪等の防止という観点に立って生活環境の整備をする必要性が高まっています。

子どもが安心して外出できるようなまちづくりを進めるため、犯罪等の防止に配慮した環境づくりを進めていくことが重要です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 88	防犯対策の充実	防犯対策及び防犯の広報啓発に努めます。	コミュニティ課
89	防犯灯の整備	防犯灯を整備し、夜間における通行者の安全確保に努めます。	コミュニティ課

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

交通環境の変化をはじめ、交通マナーの低下やルール違反などにより、全国的に悲惨な交通事故が発生するなど、交通弱者である多くの子どもが犠牲になっています。

子どもを交通事故から守るためには、家庭、学校、地域、警察等関係機関・団体の連携・協力のもと、子ども一人ひとりが交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるなど、交通安全意識の高揚や交通マナー、モラルの向上に努める必要があります。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
90	通学区域内の交通安全施設整備	通学路における危険個所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策を図ります。	道路管理課 学校教育課
91	交通安全教室の充実	幼稚園・保育所、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。	道路管理課
92	チャイルドシートの貸出	チャイルドシート・ジュニアシートを貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。	道路管理課
93	交通安全教室の普及・啓発	市内小中学校を対象に、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。	道路管理課

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、社会環境や市民のライフスタイル、価値観等が変化し、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能が低下しているといわれています。

特に、子どもが被害者となる犯罪については、不審者による殺傷、連れ去り、痴漢やストーカー行為など、全国的に事件が発生し、大きな社会問題となっています。

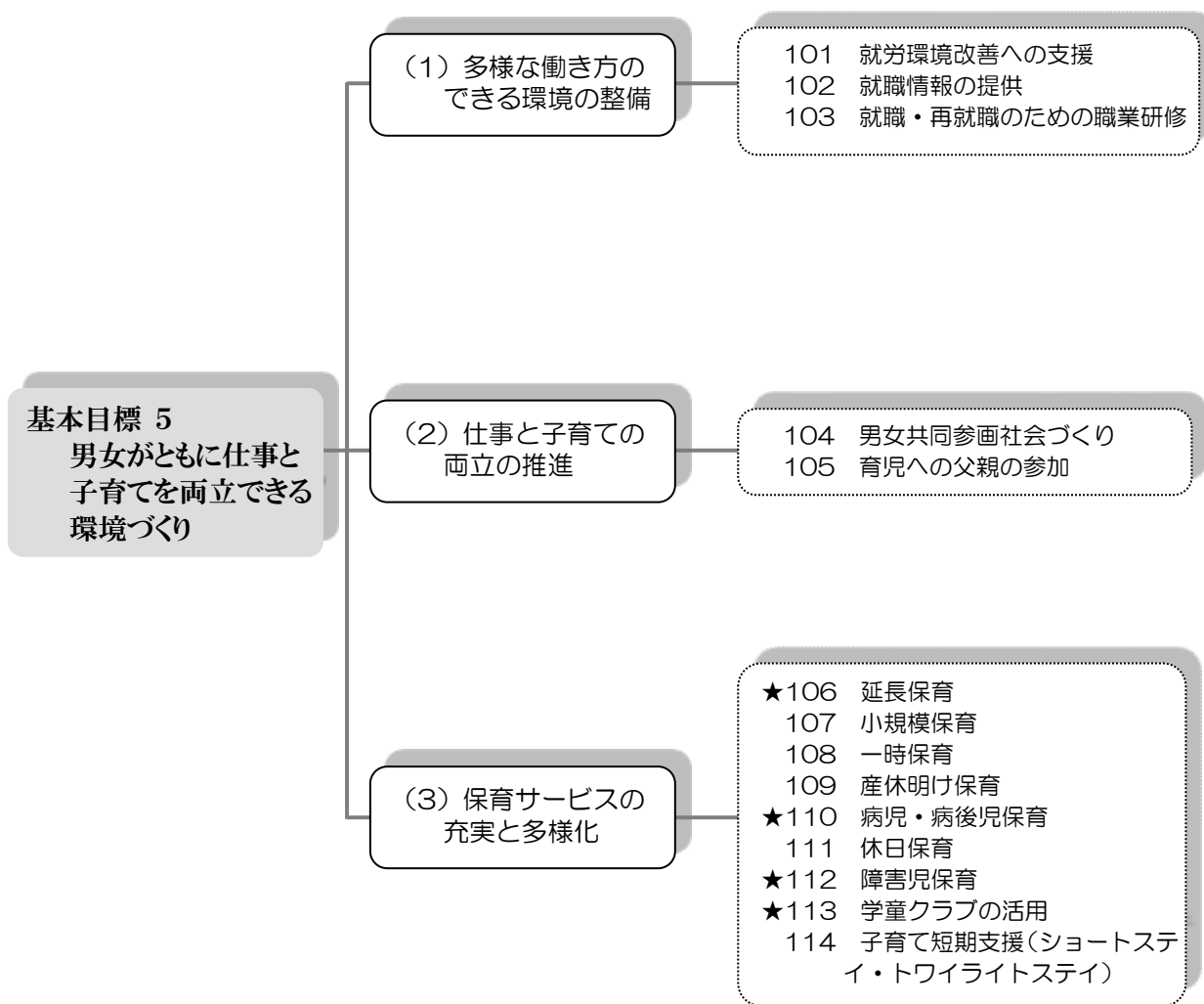
子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、子どもの安全確保に取り組んでいくことが課題です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 94	関係機関、団体との情報交換	子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。 子どもの安心安全の確保を図るため、警察等の関係機関との連携を強めていきます。	コミュニティ課 保育課
95	安全マップ等の作成	安全マップや通学路マップ等を作成し、子どもが安心・安全に生活できるよう情報提供を図ります。	指導課
96	自主防犯活動の支援	各自治会等で実施する防犯活動や地域に設立された自主防犯パトロール隊の活動を支援します。	コミュニティ課
★ 97	安全管理の促進	安全管理を図るため、啓発活動を推進します。 ・安心メールの発信 ・犯罪発生状況の提供 様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、学校等への啓発活動を実施します。 子どもの安全管理を促進するために、職場内研修を定期的実施し、職員と保護者・関係機関との情報共有に努めます。	コミュニティ課 指導課 保育課
98	防犯体制の充実	流山警察署をはじめとする関係機関及び防犯団体等と連携し、防犯体制の充実を図ります。	コミュニティ課
99	防犯に関する普及啓発活動	安心メール等を活用し、防犯の啓発を行います。	コミュニティ課
100	保護者・地域との連携による防犯活動	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し、「防犯協力の家」の設置や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	指導課

※ 安心メール：電子メールによって、犯罪や火災の発生情報を迅速に住民に伝えるサービス。

5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり



(1) 多様な働き方ができる環境の整備

【現状と課題】

仕事と子育ての両立のためには、企業等における育児に対する理解と協力、さらにそれを可能にする子育てにやさしい就労環境の実現が重要です。

就業環境の多様化のために企業の意識改革を図るとともに、子育て中の親への就労支援を行い、多様な働き方が保障された社会を築くことが課題といえます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
101	就労環境改善への支援	少子高齢化に伴う労働力不足を補うために必要な短時間労働や在宅ワークをはじめとする国の制度改革を促進させるため、事業者への周知に努めます。	商工振興課
102	就職情報の提供	ハローワークとの連携により、生活安定のための必須施設として利用促進に努めます。	商工振興課
103	就職・再就職のための職業研修	働き方改革の進展に伴い、正規雇用化に向けた取り組みや就職困難者及び外国人雇用に関する支援を行うため、体制を強化し、市民が安定した生活を送るための支援に努めます。 働きたいと考える女性を対象とした、就職・再就職のための講座を開催します。	商工振興課 企画政策課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行され、家庭生活においても男女の区別なく、家事や育児を共同して行う気運が高まりつつありますが、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。

男性を含めたすべての人が子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができ、育児休業や子どもの看護休暇等が取得しやすい環境づくりが求められています。

子育てしながら就業することができるように、企業等による子育て支援の取組を促進し、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供し、子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
104	男女共同参画社会づくり	男女とも多様な生き方が尊重され、誰もが個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、流山市男女共同参画プランに基づき、施策の展開を図ります。 ・男女共同参画社会づくり講座	企画政策課
105	育児への父親の参加	父親が育児に参加できる機会を提供するために、今後も父親が参加しやすいイベントを企画します。	子ども家庭課
		父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。	企画政策課
		父親の育児参加、祖父母の育児参加、地域の子育て力のアップなどを考慮し、講座の企画充実に努めます。	公民館

(3) 保育サービスの充実と多様化

【現状と課題】

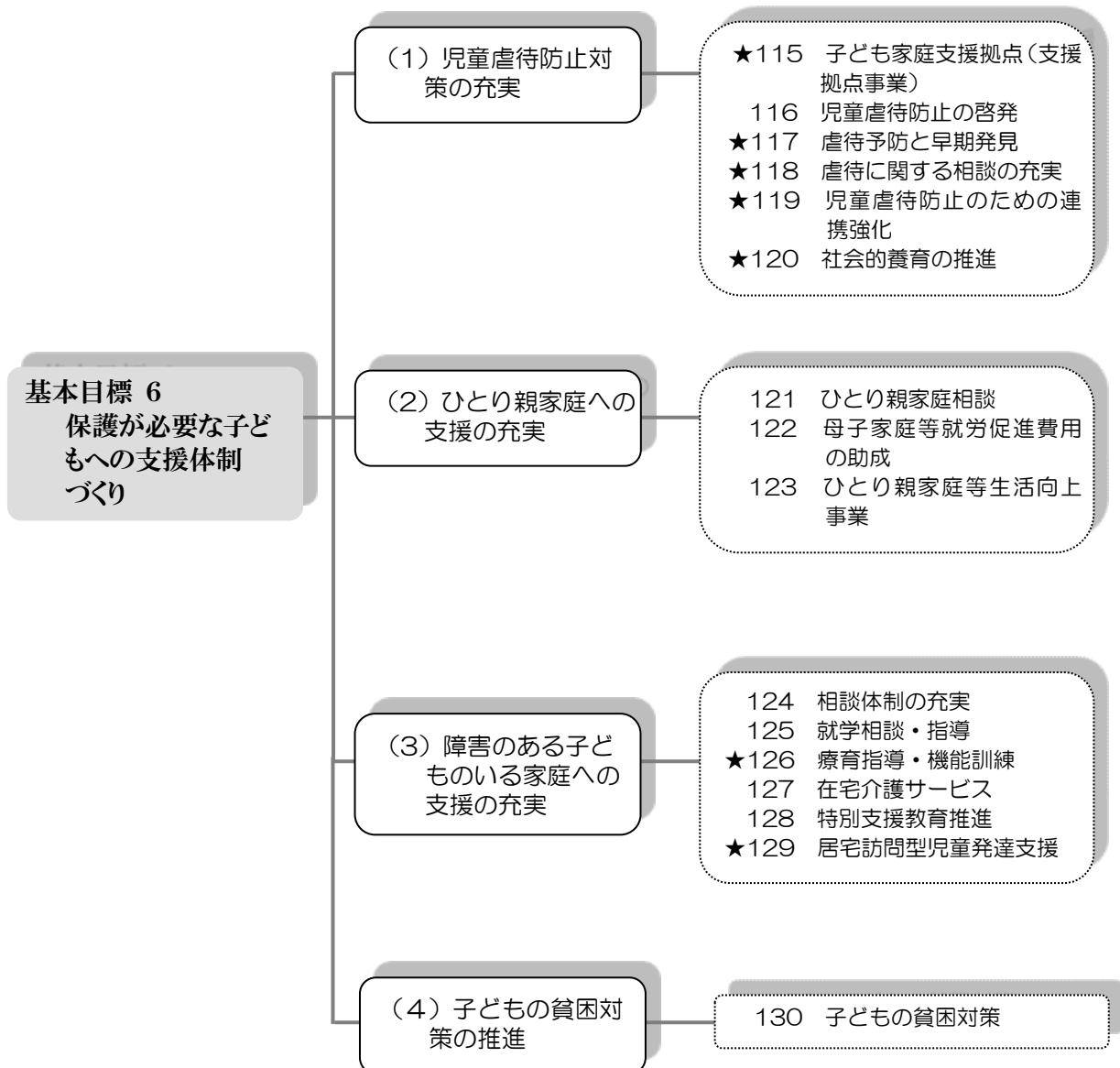
核家族化の進展や女性の社会進出により、保育ニーズが増加しています。また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化にともない、「延長保育」「一時保育」等子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

今後は市民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供体制を一層整備していくことが求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 106	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。	保育課
107	小規模保育	0歳から2歳までの保育需要の状況を踏まえ、今後も小規模保育事業所の整備を進めます。	子ども家庭課 (保育課)
108	一時保育	保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。	保育課
109	産休明け保育	女性の就労の促進を図るため、産休明け保育の充実に努めます。	保育課
★ 110	病児・病後児保育	病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。	保育課
111	休日保育	社会状況や利用者からの保育ニーズを踏まえ、休日保育の実施を検討します。	保育課
★ 112	障害児保育	保育所を利用する園児がお互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育や児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援事業の推進に努めます。 保育所等訪問支援、並行通園を行います。	保育課 障害者支援課
★ 113	学童クラブの活用	児童の受け入れ体制を拡充します。市主催の支援員研修を開催するほか、各種研修会への参加支援に努め、質の向上を図ります。	教育総務課
114	子育て短期支援 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。	子ども家庭課

6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり



(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待防止法の制定やその後の改正をはじめ、児童虐待に対してさまざまな対策が講じられていますが、本市及び児童相談所で認知した全国虐待件数は毎年、過去最多を更新しています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

市の関係機関との連携体制では、常に危機意識を共有しながら、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別支援会議を開催し、支援方針及び関係機関の役割を決定しています。また、関係機関へ出向き、市として必要な情報を説明しながら顔の見える関係を築いてきており、今後も引き続き関係機関との連携・協力関係を強化していきます。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 115	子ども家庭支援拠点（支援拠点事業）	子育てに問題を抱える家庭を支援していくために、専門職を配置した支援拠点の整備に努めます。	子ども家庭課
116	児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 ・パンフレットの配布 ・ホームページ・広報紙等の活用	子ども家庭課
		児童虐待の早期発見や未然防止を図るため学校や保護者への啓発活動に努め、関係機関との連携強化に努めます。	指導課
		保育所と関係機関における連携強化し、啓発活動に努めます。	保育課
★ 117	虐待予防と早期発見	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対して調査を実施し、緊急の場合、児童相談所に通告を行います。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。	子ども家庭課
		相談、健診、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対しては、関係機関と連携し、支援の強化を図ります。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。 保育所と関係機関が連携し、指導・助言を行うなど、今後も未然防止に努めます。	健康増進課 保育課

事業名		事業内容	担当課
★ 118	虐待に関する相談の充実	職員等の専門性のスキルアップを図り、家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談や指導を行いながら、緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。 教育相談から得られる情報を関係機関と共有し、相談体制や啓発事業の充実を図ります。 青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。 ※46、52、76に同相談業務を掲載	子ども家庭課 指導課 生涯学習課
★ 119	児童虐待防止のための連携強化	児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。 要保護児童対策地域協議会での情報を共有し関係機関との連携を強化し適切な対応に努めます。 要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との情報共有、連携強化を図ります。 センターを利用する、要保護児童の支援を引き続き関係機関と連携し行っていきます。 虐待予防の面から、保健師等の訪問、相談や健診などの各種母子保健事業等を通じて各関係機関との連携に努めます。 児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭課 指導課 障害者支援課 児童発達支援センター 健康増進課 保育課
★ 120	社会的養育の推進（新規事業）	虐待等の様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、県と連携し里親制度の普及・啓発を行います。	子ども家庭課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

本市のひとり親家庭は、平成 27 年の国勢調査によると母子世帯数は 4,712 世帯、父子世帯数は 929 世帯となっていて、平成 22 年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援や相談体制を充実していくことが課題です。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
121	ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員の専門性のスキルアップを図り、ひとり親家庭の悩みを解決し、自立を図られるよう母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	子ども家庭課
122	母子家庭等就労促進費用の助成	母子家庭及び父子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成するとともに、1 年以上資格取得のための養成機関に在籍する場合に、4 年間を限度として毎月一定額の給付金を支給します。また、安定した就業と自立のために高卒程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭を対象として学び直し及び就労を支援するための給付金を支給します。	子ども家庭課
123	ひとり親家庭等生活向上事業（新規事業）	ひとり親家庭等であり、所得が少ない家庭の子どもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図ります。	子ども家庭課

(3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもを育てている家庭では様々な問題に直面し、重い負担を背負っているケースも少なくありません。

全ての子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制や相談体制の充実が求められています。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
124	相談体制の充実	障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を適正に作成できるよう体制を整備します。 専門職による相談を実施します。	障害者支援課 児童発達支援センター
125	就学相談・指導	就学前児、就学児（小中）を対象に相談を受け面接をし、一人ひとりの個性や能力を伸ばすための適切な就学先の提供に努めます。また、医療、療育施設、福祉施設、保幼小中、特別支援学級と連携を図り、保護者への情報提供も行います。	指導課
★ 126	療育指導・機能訓練	障害のある児童の自立のため、障害児通所支援事業により、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスなどの事業を実施します。 集団・個別療育、機能訓練を実施していきます。	障害者支援課 児童発達支援センター
127	在宅介護サービス	障害児を抱えている母親の疾病等在宅介護が必要であると判断された場合は、ホームヘルパーの利用により支援します。	障害者支援課
128	特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターを招集し、コーディネーターとしての資質の向上のため、特別支援教育推進研修会を行います。また、特別支援学級（知的・情緒・言語・難聴）の担任、通級指導教室（言語・LA・情緒）の担当者の研修会も行います。	指導課
★ 129	居宅訪問型児童発達支援（新規事業）	通所による児童発達支援の利用が難しい障害児の居宅を訪問し療育支援を実施します。	児童発達支援センター

(4) 子どもの貧困対策の推進（新規）

【現状と課題】

改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律を踏まえ、子どもの貧困状態の改善を目的とし、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう子どもの最善の利益を優先に貧困対策を総合的に推進するものです。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすく、そうした中で、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する支援を講ずる必要があります。

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
130	子どもの貧困対策（新規事業）	生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、地域による子ども食堂等による支援と連携して、子どもが健全に育成される環境を整えながら、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。	子ども家庭課



計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援制度における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備及び、第1期計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。また、地域やNPO、企業と連携を図りながら計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、計画の進捗状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- 1 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業に対する財政措置の拡充
- 2 子ども医療費助成、各種手当支給に対する経済的支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 児童虐待等、保護が必要な子どもへの支援



資料編

1 計画策定の経過

期日	会議等	会議等の内容
平成30年9月28日	第2回（平成30年度） 流山市子ども・子育て会議	諮問 計画策定に係る進め方について 教育・保育提供区域の設定について 計画の基本理念について
11月2日	第3回 流山市子ども・子育て会議	ニーズ調査の項目について
11月12日	第1回 流山市子ども・子育て会議部会	ニーズ調査の項目について ワークショップについて
12月14日	第4回 流山市子ども・子育て会議	ニーズ調査の実施について
平成31年1月28日	第2回 流山市子ども・子育て会議部会	ニーズ調査の実施について
1月から2月	ニーズ調査実施	
3月11日	第5回 流山市子ども・子育て会議	ニーズ調査の結果（速報）について 計画の基本骨子について
4月26日	第1回（令和元年度） 流山市子ども・子育て会議	ニーズ調査の結果（確定）について 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
令和元年5月30日	第2回 流山市子ども・子育て会議	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
6月2日	子育てワークショップ	子育てしやすい街づくりについて
7月3日	第3回 流山市子ども・子育て会議	計画策定に係る進め方について
8月28日	第4回 流山市子ども・子育て会議	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 事業施策について 第1期計画の事業評価について

10月 2日	第5回 流山市子ども・子育て会議	計画案について 教育・保育、地域子ども・子育て支 援事業の量の見込み・確保方策につ いて 事業施策について 第1期計画の事業評価について
10月18日	第6回 流山市子ども・子育て会議	計画案について 教育・保育、地域子ども・子育て支 援事業の量の見込み・確保方策につ いて 事業施策について
	流山市子ども・子育て会議	答申
	政策調整会議	第2期子どもをみんなで育む計画案 について
	庁議	第2期子どもをみんなで育む計画案 について
11月21日～ 12月20日	パブリックコメント	
令和2年1月27日	政策調整会議	パブリックコメントに寄せられた意 見について
2月3日	庁議	パブリックコメントに寄せられた意 見について
2月	流山市議会第1回定例会	第2期子どもをみんなで育む計画に ついて

子ども・子育て会議の役割：子ども・子育てに関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。

2 流山市子ども・子育て会議委員

第3期：平成29年6月1日～令和元年5月31日

第4期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

委員構成		氏名	
		第3期	第4期
1	児童福祉サービスの提供を受ける者	スズキ 鈴木 ヤスヨ 康代	ナカヤマ ナホミ 中山 奈保美
2	児童福祉サービスを提供をする者	マツモト カナエ 松本 香苗	マツモト カナエ 松本 香苗
3	私立幼稚園協会を代表する者	オカモト テツヤ 岡本 哲哉	マツダ ツキコ 松田 月子
4	民間保育園協会を代表する者	サクラバ ヤスコ 櫻庭 康子	サクラバ ヤスコ 櫻庭 康子
5	小規模保育連絡協議会を代表する者	—	ヤブモト アツヒロ 藪本 敦弘
6	学童保育連絡協議会を代表する者	オヌマ 小沼 みはる	ニシハラ ノブユキ 西原 信幸
7	主任児童委員	ヨシダ カズコ 吉田 和子	ヨシダ カズコ 吉田 和子
8	学識経験を有する者	カシワメ レイホウ 柏女 霊峰 (会長)	カシワメ レイホウ 柏女 霊峰 (会長)
9	教育委員会の職員	タナベ ルミコ 田邊 留美子	タナベ ルミコ 田邊 留美子
10	市民等	ヤブモト アツヒロ 藪本 敦弘	イワタ キョウコ 岩田 杏子
11	市民等	テツカ ジュンコ 手塚 純子	テツカ ジュンコ 手塚 純子
12	市民等	ホリエ チエミ 堀江 智恵美	ハシモト タカオ 橋本 隆雄
13	市民等（団体）	タナカ ユミ 田中 由実	タナカ ユミ 田中 由実
14	市民等（団体）	キッカワ キヨミ 吉川 喜代美 (副会長)	キッカワ キヨミ 吉川 喜代美 (副会長)

3 子育てにやさしいまちづくり条例

(平成20年4月1日施行)

《制定の経緯》

この条例は、平成19年流山市議会第2回定例会に議員発議の議案として提出され、継続審査となった後、第3回定例会に全会一致で可決されました。条例の制定により、本市の少子化対策としての子育て支援策が、更に充実するものと期待されます。

(目的)

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね年齢18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

(基本理念)

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

(市の施策の基本方針)

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり

(4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

(市民の取組)

第6条 市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等の取組)

第8条 学校等は、子どもの豊かな人間性や限りない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

2 学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

3 学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

4 第2期子どもをみんなで育む計画の策定に関するニーズ調査等の結果

(1) アンケート調査

調査票の配布・回収状況

➤ 調査対象

就学前の子どもの保護者・小学生の保護者

➤ 調査区域

流山市全域

➤ 抽出方法

無作為抽出

➤ 調査方法

郵送配布・郵送回収

➤ 実施期間

平成31年1月18日（金）～2月4日（金）締切

➤ 有効回答数（回答率）

就学前の子どもの保護者			小学生の保護者		
配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
2,000件	1,334件	66.7%	1,000件	659件	65.9%

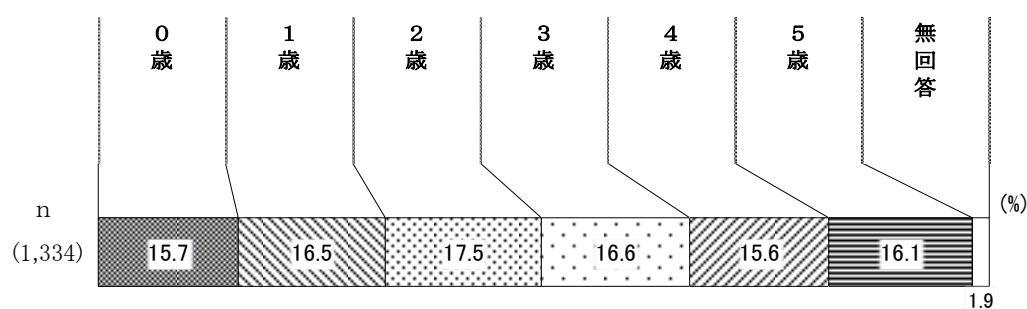
※ 参考 前回（平成26年度）

就学前の子どもの保護者 回収数（率） 1,385件（69.2%）

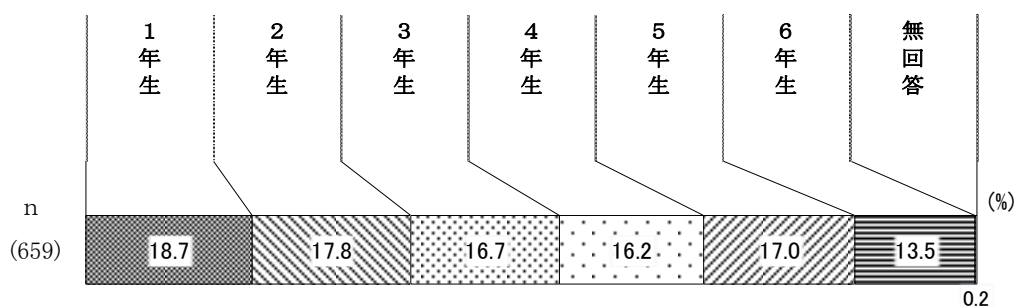
小学生の保護者 回収数（率） 645件（64.5%）

回答者の属性

■調査対象児童の年齢＜就学前：問2＞

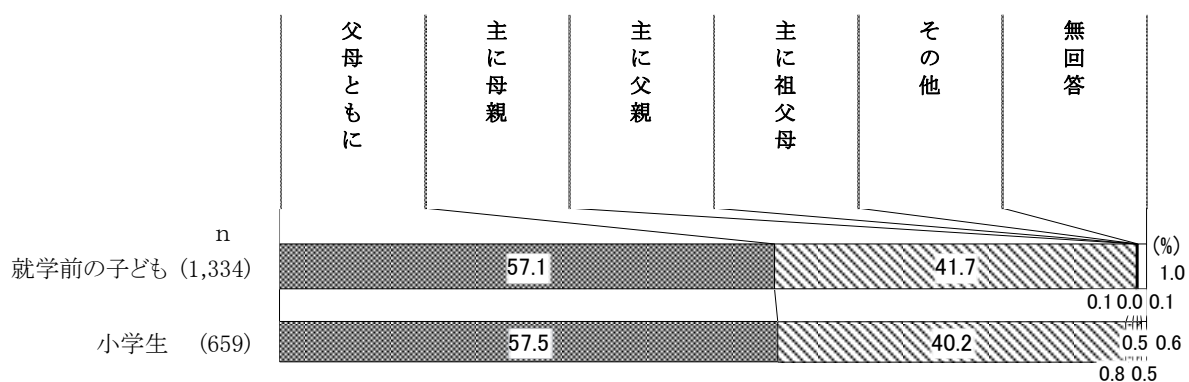


■調査対象児童の学年＜小学生：問2＞



■子育てを主に行っている人＜就学前・小学生：問6＞

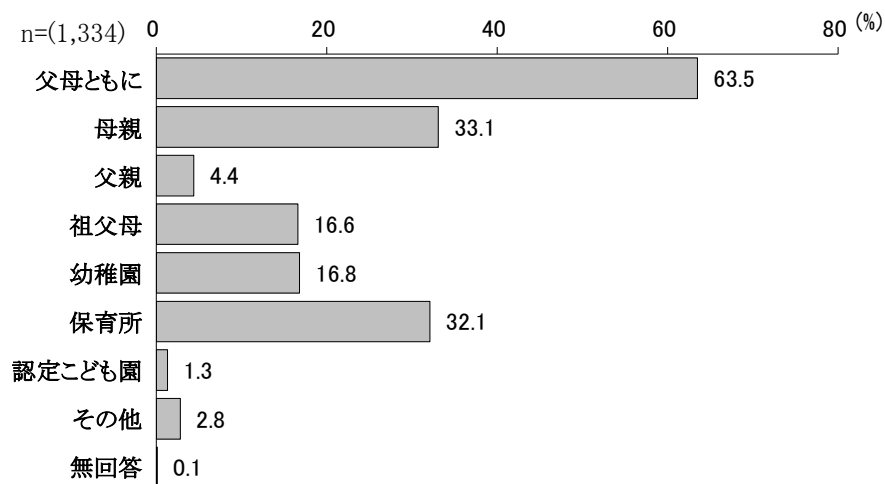
子育てを主に行っている人については、就学前・小学生の調査ともに「父母ともに」が5割以上、次いで「主に母親」が約4割を占め、2分している。



子どもの育ちをめぐる環境について

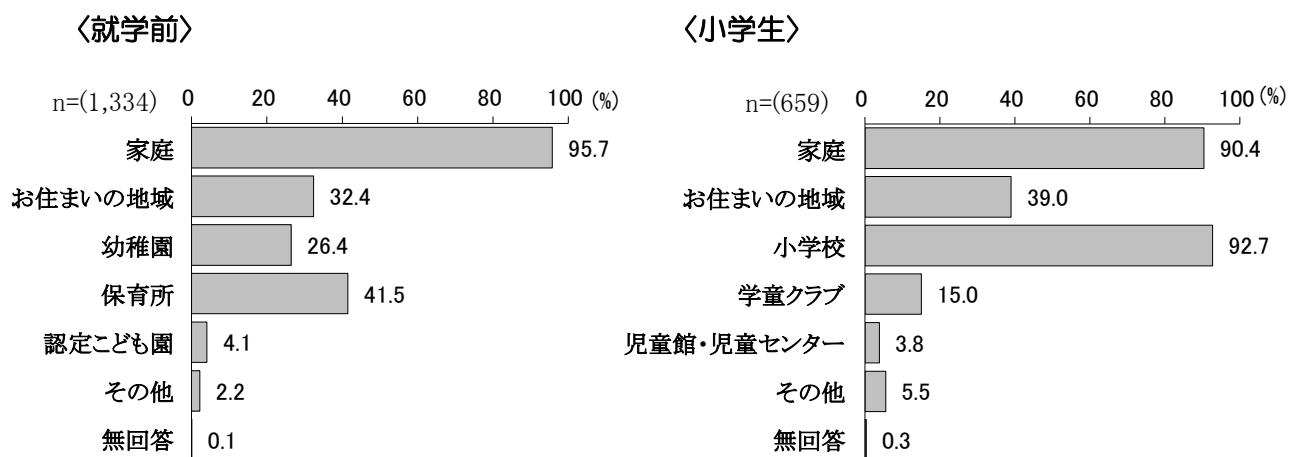
■日常的に子育てに関わっている方（施設を含む）＜就学前：問7＞

日常的に子育てに関わっている人は、「父母ともに」が63.5%と最も高くなっている。



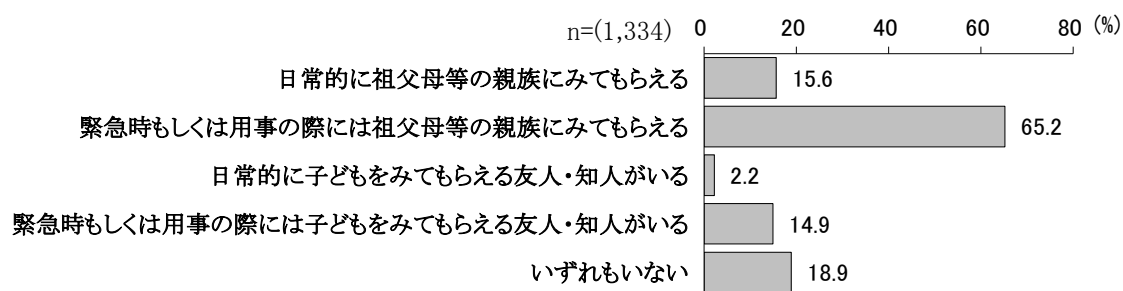
■子育てに影響を与える環境＜就学前・小学生：問8＞

子育てに影響を与える環境は、就学前は「家庭」が9割半ばを占めている。小学生は「家庭」と「小学校」が9割を超えて2分している。

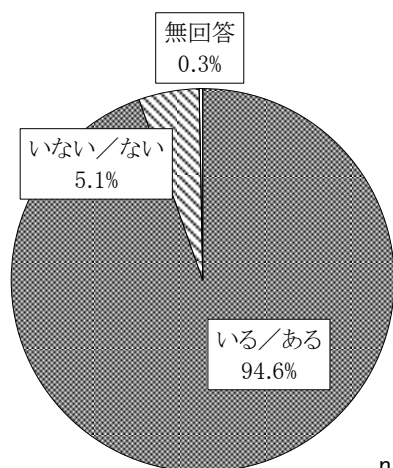


■主な親族等協力者の状況＜就学前：問9＞

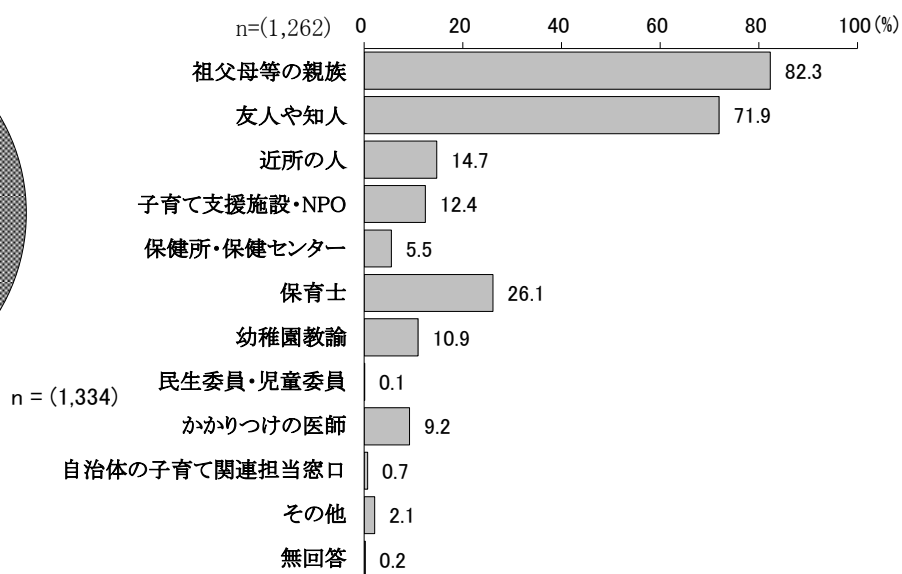
主な親族等協力者の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が65.2%と最も高くなっている。



■子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無＜就学前：問10＞
子育てに関して気軽に相談できる人・場所などが「いる/ある」は94.6%を占めている。



■子育ての相談先＜就学前：問10-1＞
子育ての相談先としては、「祖父母等の親族」が82.3%と最も高く、以下「友人や知人」（71.9%）、「保育士」（26.1%）と続いている。

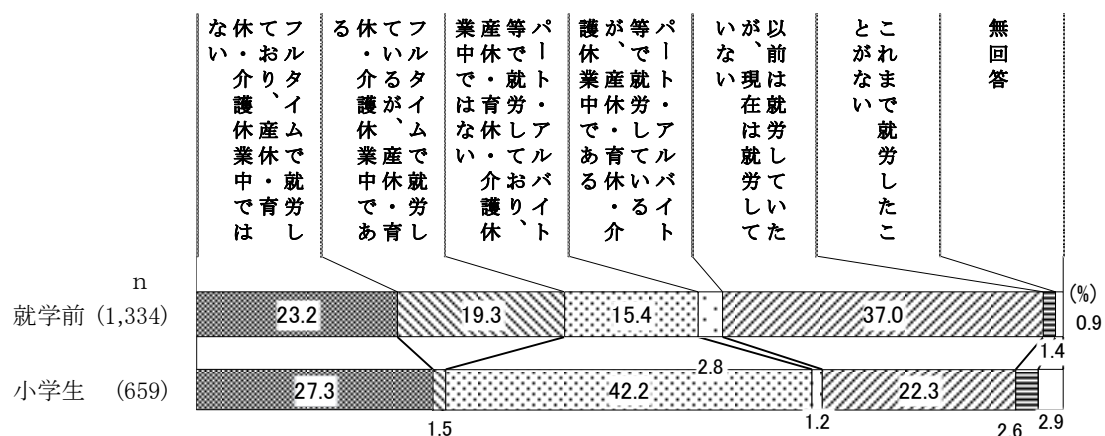


保護者の就労状況について

■母親の就労状況＜就学前：問12・小学生：問11＞

就学前調査では、《フルタイム》は42.5%、《パートタイム》は18.2%となっており、フルタイムの方が24.3ポイント高くなっている。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は37.0%となっている。

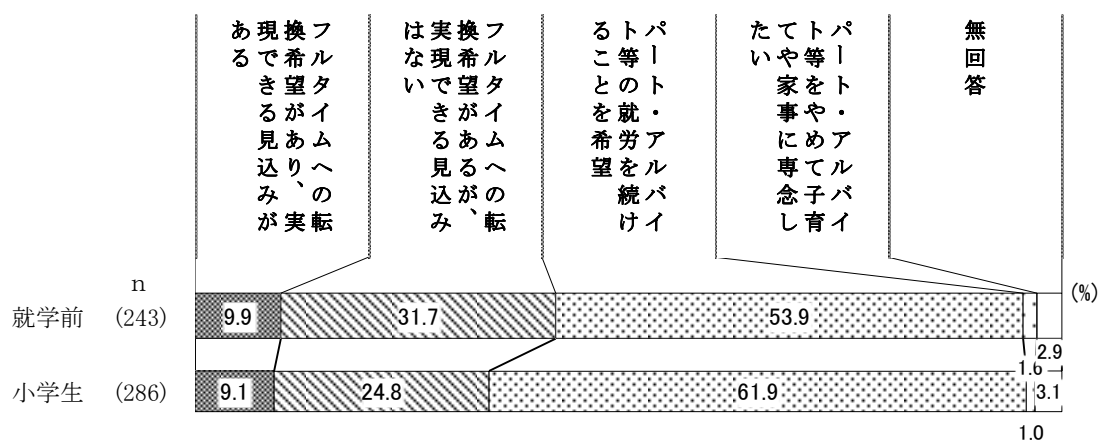
小学生調査では、《フルタイム》は28.8%、《パートタイム》は43.4%となっており、フルタイムの方がパートタイムの方が14.6ポイント高くなっている。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は22.3%となっている。



■母親のフルタイムへの転換希望<就学前：問13・小学生：問12>

就学前調査では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が53.9%と最も高く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が31.7%となっている。

小学生調査では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）の就労を続けることを希望」が61.9%と最も高く、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.8%となっている。



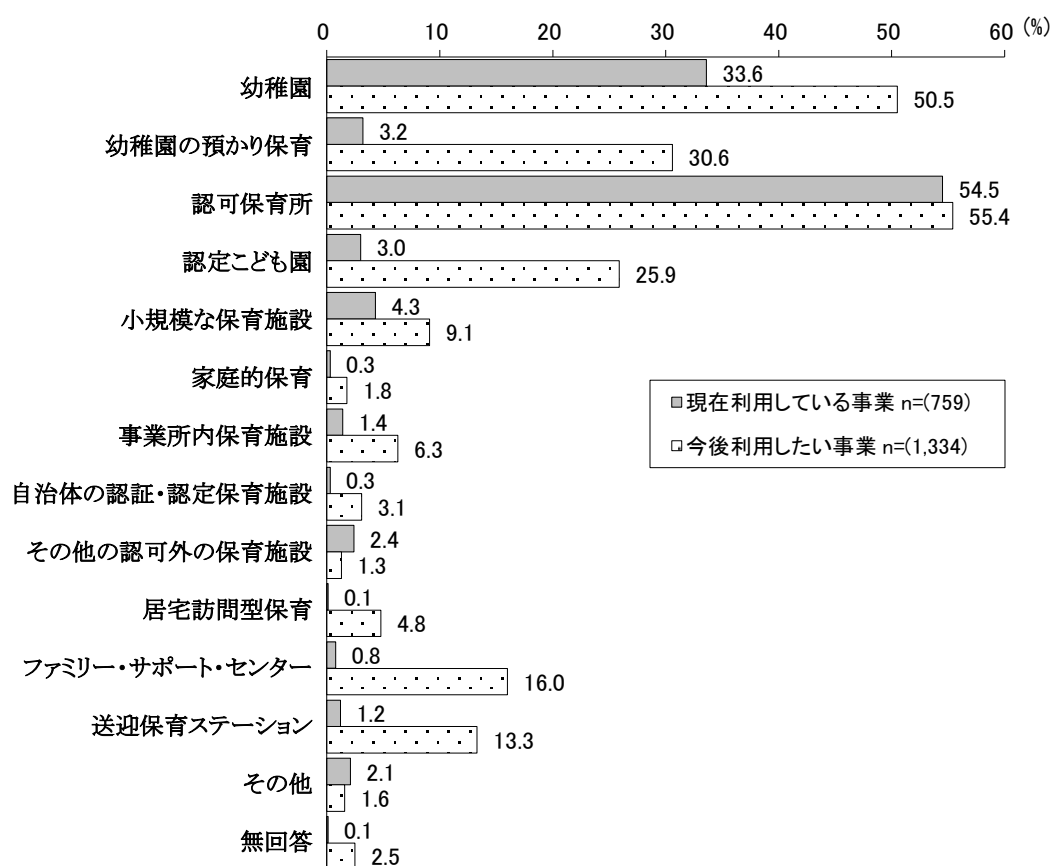
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

■定期的に利用している平日の教育・保育事業＜就学前：問15-1＞

定期的に利用している平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が54.5%、「幼稚園」が33.6%となっている。

■定期的に利用したい平日の教育・保育事業＜就学前：問16＞

定期的に利用したい平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が55.4%、「幼稚園」が50.5%、「幼稚園の預かり保育」が30.6%となっている。

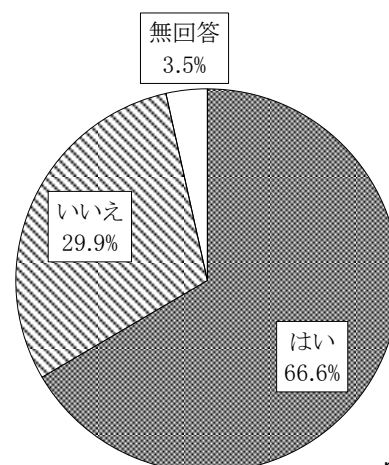


■特に幼稚園の利用を強く希望するか

＜就学前：問16-2＞

※問16で「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつそれ以外の教育・保育事業にも○をつけた方に質問。

特に幼稚園の利用を強く希望するかについては、「はい」が66.6%となっている。



n = (374)

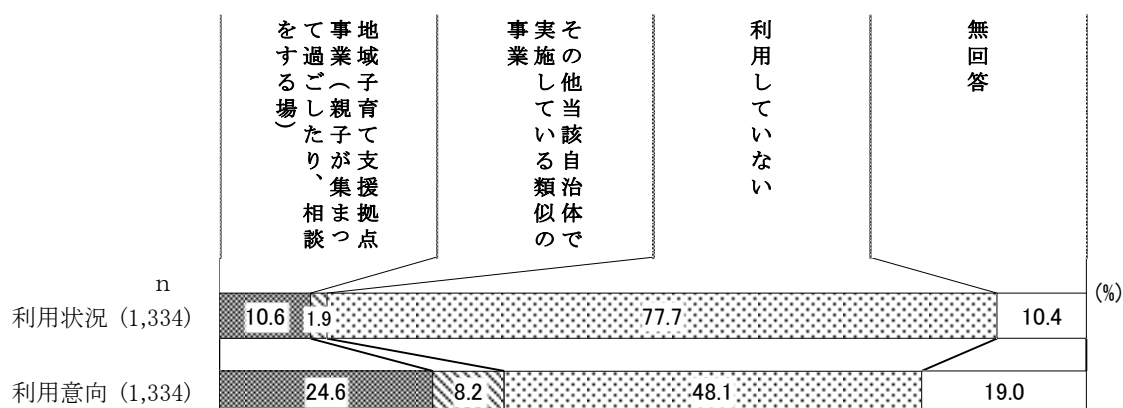
地域の子育て支援事業の利用状況について

■地域子育て事業の利用状況＜就学前：問17＞

地域子育て事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が10.6%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が1.9%となっている。なお、「利用していない」は77.7%となっている。

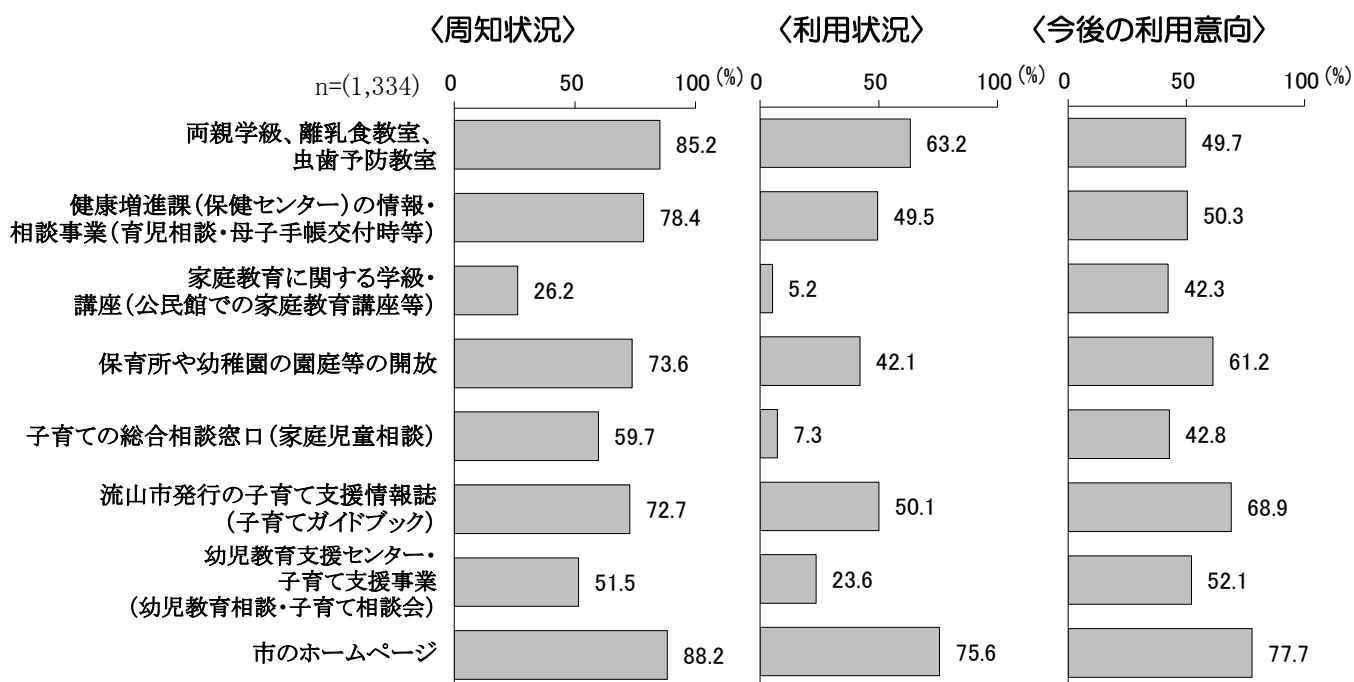
■地域子育て事業の今後の利用意向＜就学前：問18＞

地域子育て事業の今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が24.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.2%となっている。なお、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は48.1%となっている。



■子育て支援事業の周知・利用状況と今後の利用意向＜就学前：問19＞

周知状況で「知っている」は、「市のホームページ」と「両親学級、離乳食教室、虫歯予防教室」が8割を超えて高くなっている。利用状況で「利用している」は、「市のホームページ」が75.6%と高く、「両親学級、離乳食教室、虫歯予防教室」が63.2%と続いている。今後の利用意向で「利用したい」は「市のホームページ」(77.7%)に次いで、「流山市発行の子育て支援情報誌（子育てガイドブック）」が約7割と高くなっている。



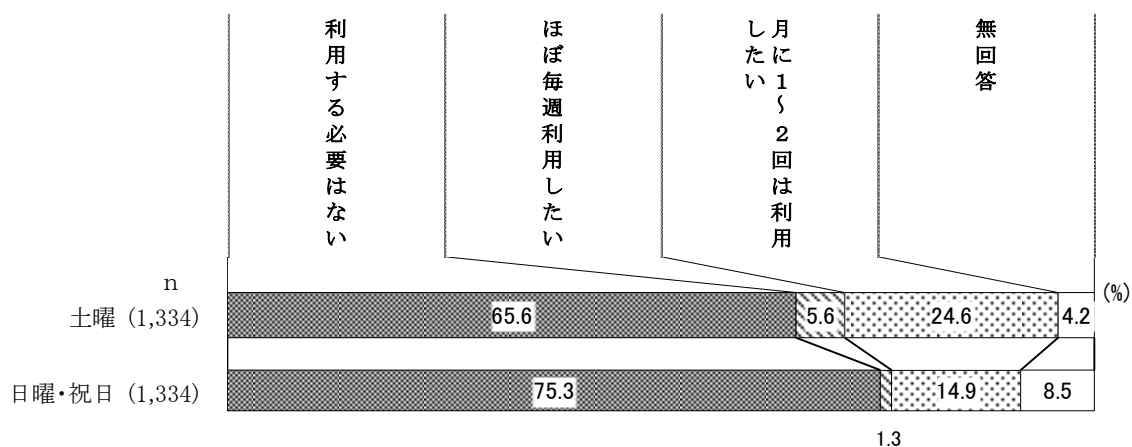
土曜・休日や長期休暇の教育・保育事業の利用希望について

■土曜＜就学前：問21(1)＞

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「月に1～2回は利用したい」が24.6%、「ほぼ毎週利用したい」が5.6%となっている。なお、「利用する必要はない」は65.6%となっている。

■日曜＜就学前：問21(2)＞

日曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「月に1～2回は利用したい」が14.9%、「ほぼ毎週利用したい」が1.3%となっている。なお、「利用する必要はない」は75.3%となっている。

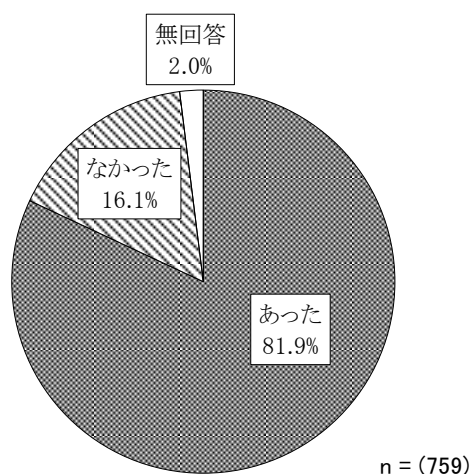


病気の際の対応について

■病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

<就学前：問24>

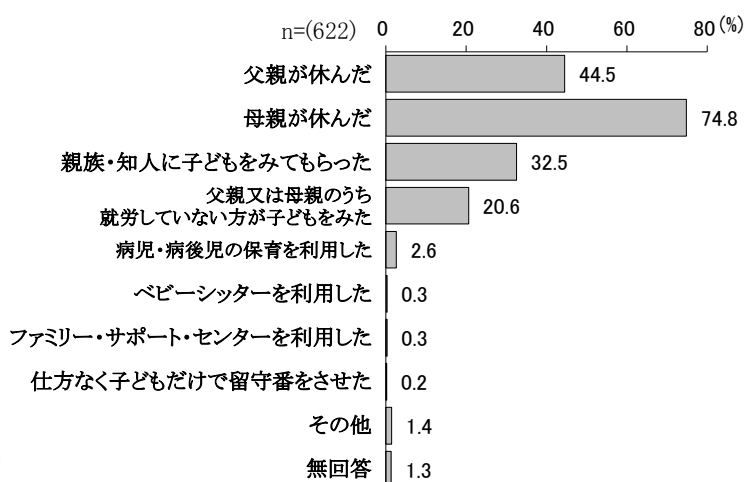
この1年間に、病気やケガで学校を休まなければならなかった経験が「あった」は81.9%となっている。



■教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

<就学前：問24-1>

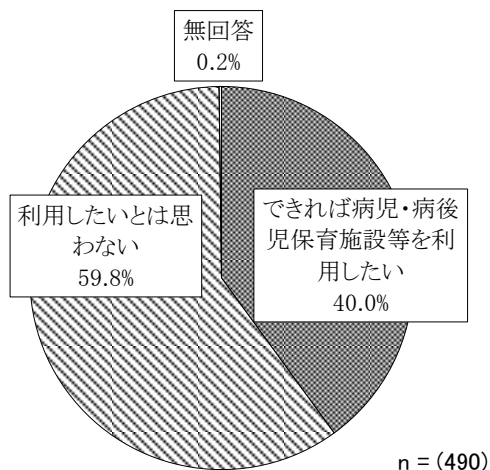
学校を休んだ場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が74.8%と最も高く、以下「父親が休んだ」(44.5%)、「(同居者を含む)親族・知人に預けた」(32.5%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(20.6%)と続いている。



■病児・病後児保育施設利用意向

<就学前：問24-2>

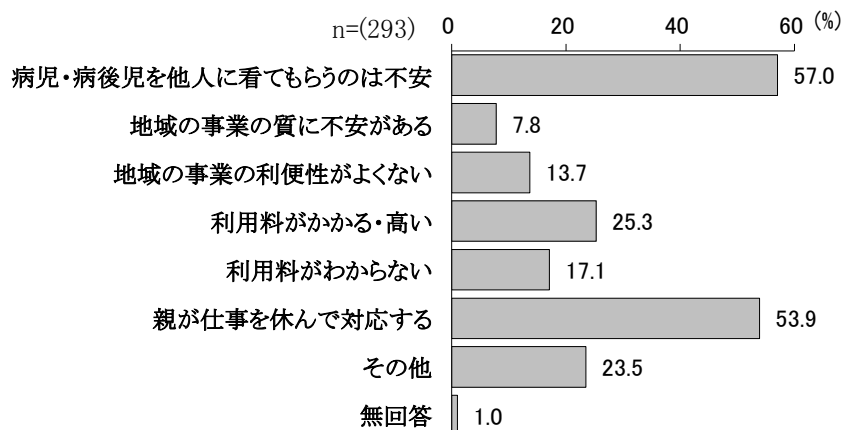
父親・母親が休む際の病児・病後児保育施設等の利用意向は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.0%となっている。なお、「利用したいとは思わない」は59.8%となっている。



■病児・病後児保育施設等を利用したくない理由

<就学前：問24-4>

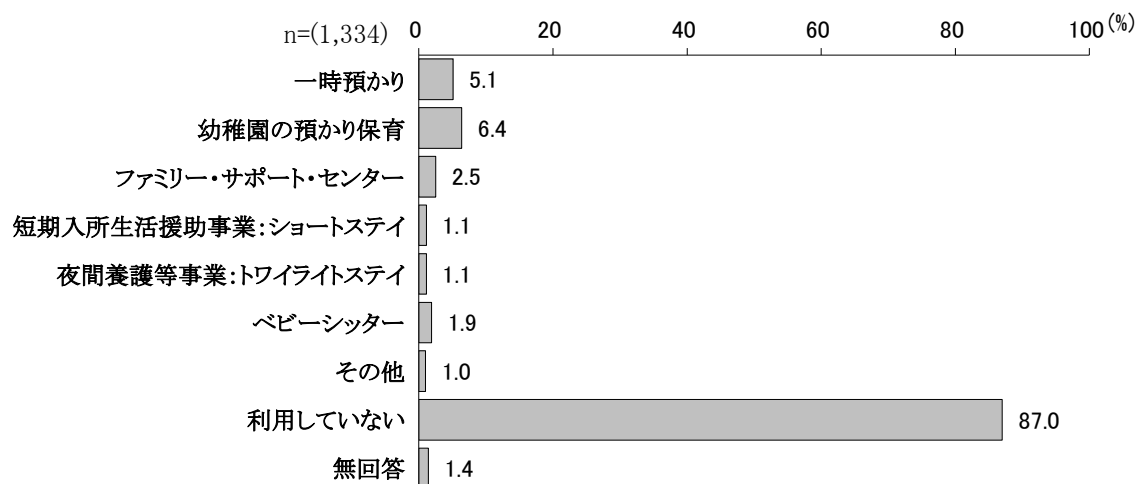
病児・病後児保育施設等を利用したくない理由としては、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が57.0%と最も高く、「親が仕事を休んで対応できる」が53.9%となっている。



不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

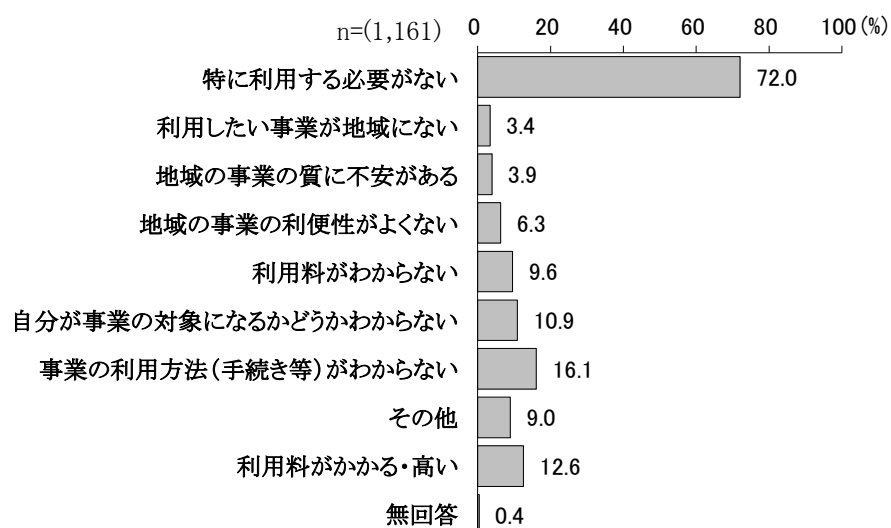
■ 不定期に利用した事業＜就学前：問25＞

不定期の一時預かりの利用状況は、「幼稚園の預かり保育」が6.4%、「一時預かり」が5.1%となっている。なお、「利用していない」が87.0%を占めている。



■ 不定期の一時預かり等を利用していない理由＜就学前：問25-1＞

利用していない理由は、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が16.1%、「利用料がかかる・高い」が12.6%となっている。なお、「特に利用する必要がない」が72.0%を占めている。



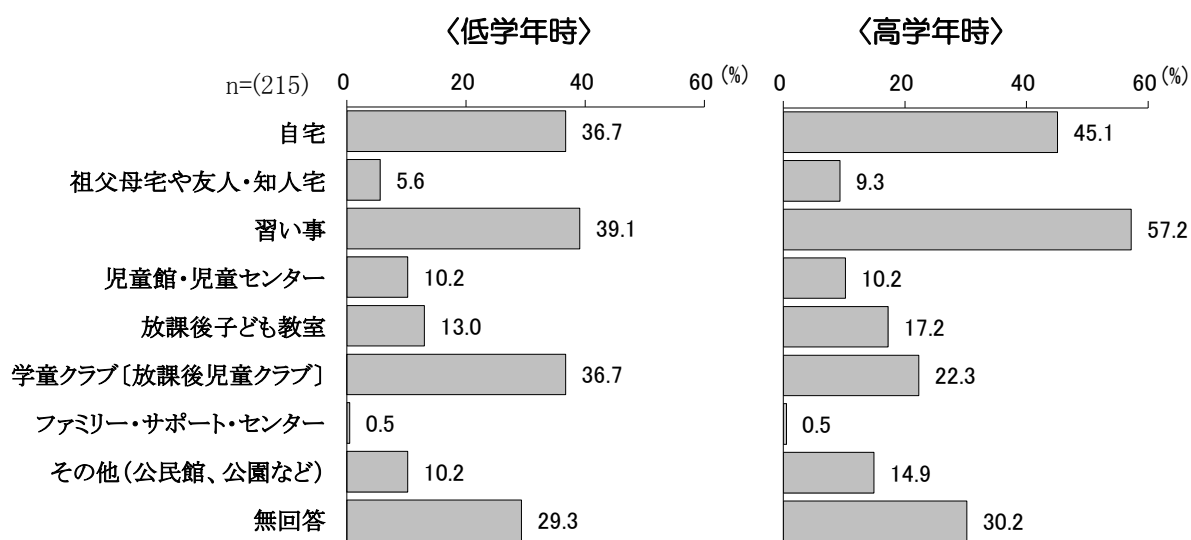
放課後の過ごし方

■小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所＜就学前：問28＞

低学年時に放課後過ごさせたい場所は、「習い事」(39.1%)、「学童クラブ」「自宅」(ともに36.7%)が多くなっている。

■小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所＜就学前：問29＞

高学年時に放課後過ごさせたい場所は、「習い事」が57.2%と最も多く、次いで「自宅」が45.1%となっている。



■土曜・休日の放課後児童クラブ利用＜就学前：問30＞

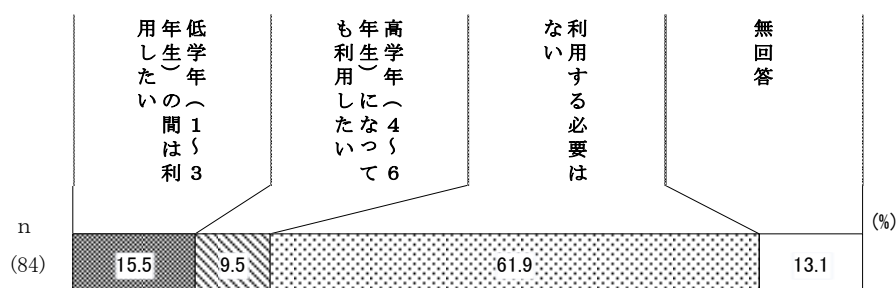
「低学年の間は利用したい」は土曜が15.5%、日曜・祝日が6.0%となっている。「高学年になっても利用したい」は土曜が9.5%、日曜・祝日が3.6%となっている。

■土曜・休日の放課後児童クラブ利用＜小学生：問16＞

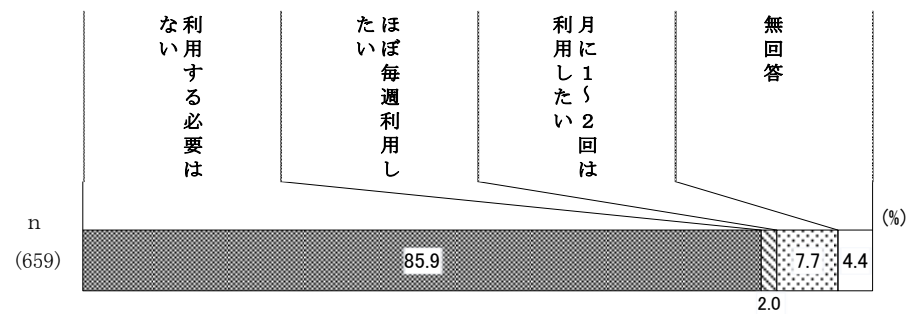
「月に1～2回は利用したい」は土曜が7.7%、日曜・祝日が4.7%となっている。「ほぼ毎週利用したい」は土曜が2.0%、日曜・祝日が0.5%となっている。

【土曜日の利用希望】

＜就学前＞

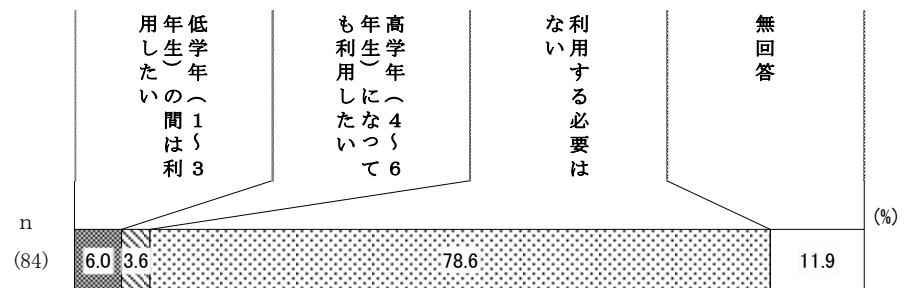


〈小学生〉

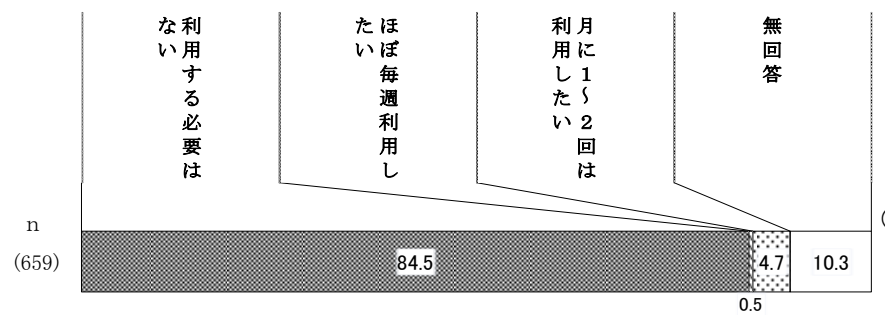


【日曜・祝日の利用希望】

〈就学前〉



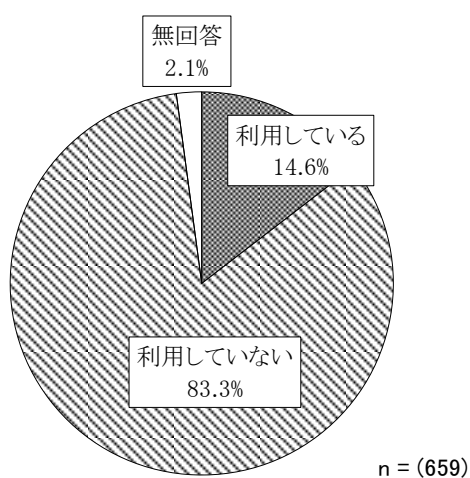
〈小学生〉



学童クラブの利用状況及び放課後の過ごし方について

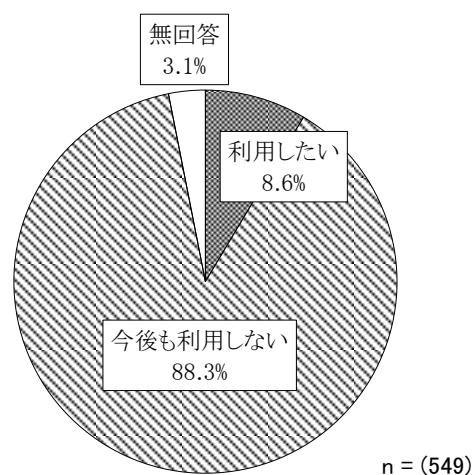
■学童クラブの利用状況＜小学生：問14＞

学童クラブの利用状況としては、「利用している」が14.6%、「利用していない」が83.3%となっている。



■利用していない人の今後の利用意向＜小学生：問14-4＞

学童クラブを利用していない人の今後の利用意向としては、「今後も利用しない」が88.3%を占めている。一方、「利用したい」は8.6%となっている。

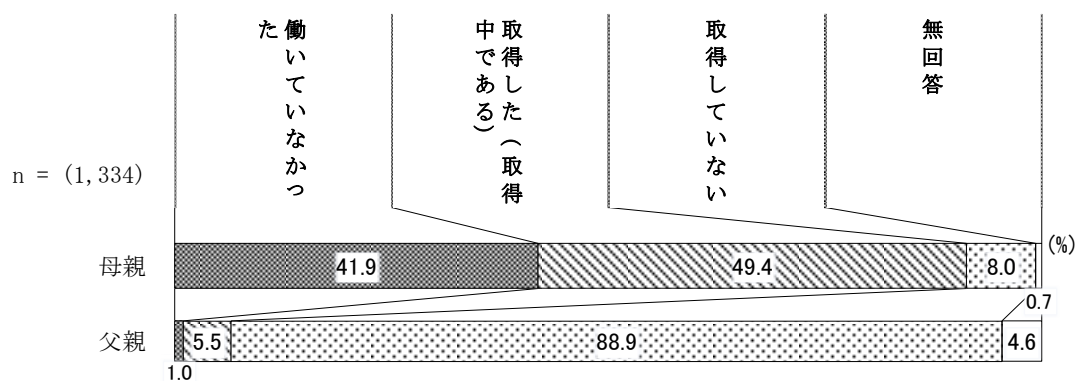


育児休業制度の利用状況

■育児休業制度の利用状況＜就学前：問32＞

母親は、「取得した(取得中である)」が49.4%と約半数を占めている。

父親は、「取得していない」が約9割を占めている。



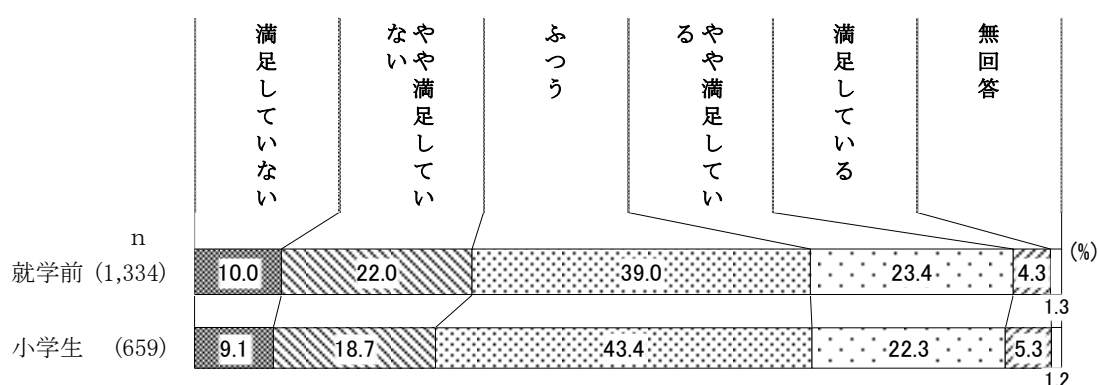
流山市の子育ての環境や支援への満足度

■地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況＜就学前：問35＞

《満足している》が27.7%、「ふつう」が39.0%、《満足していない》は32.0%となっている。

■地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況＜小学生：問25＞

《満足している》が27.6%、「ふつう」が43.4%、《満足していない》は27.8%となっている。

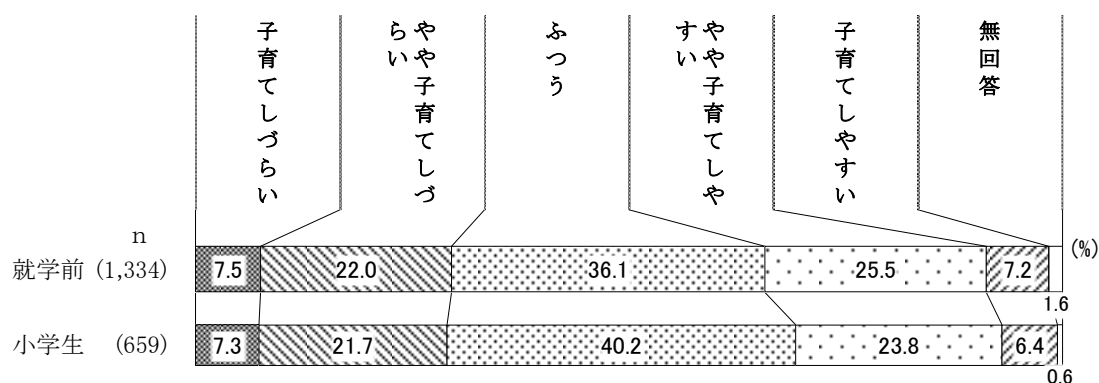


■子育てしやすい街だと思うか＜就学前：問36＞

《子育てしやすい》が29.5%、「ふつう」が36.1%、《満足していない》は32.7%となっている。

■子育てしやすい街だと思うか＜小学生：問26＞

《子育てしやすい》が30.2%、「ふつう」が40.2%、《子育てしづらい》は29.0%となっている。

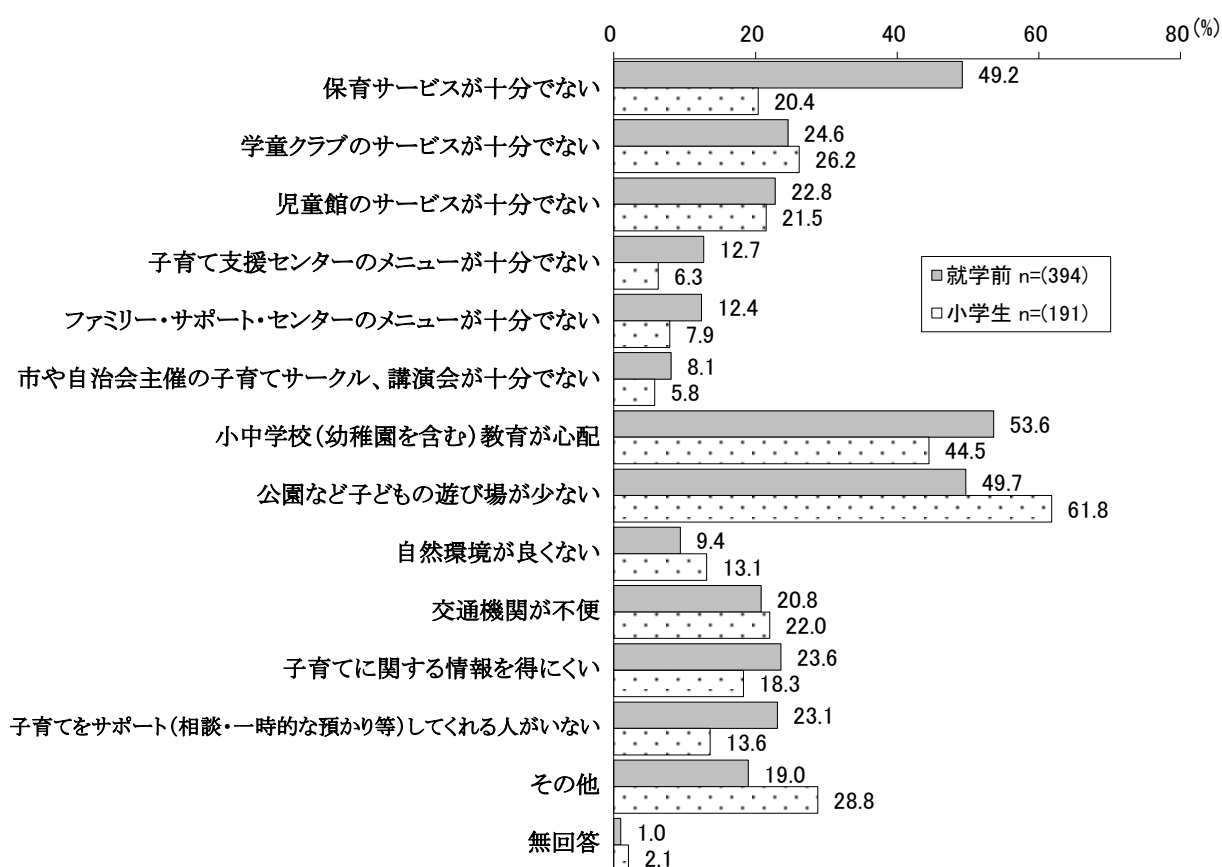


■子育てしづらい理由＜就学前：問36-1＞

「小中学校（幼稚園を含む）教育が心配」が53.6%と高く、僅差で「公園など子どもの遊び場が少ない」（49.7%）、「保育サービスが十分でない」（49.2%）が続いている。

■子育てしづらい理由＜小学生：問26-1＞

「公園など子どもの遊び場が少ない」が61.8%と最も高く、「小中学校（幼稚園を含む）教育が心配」（44.5%）が続いている。

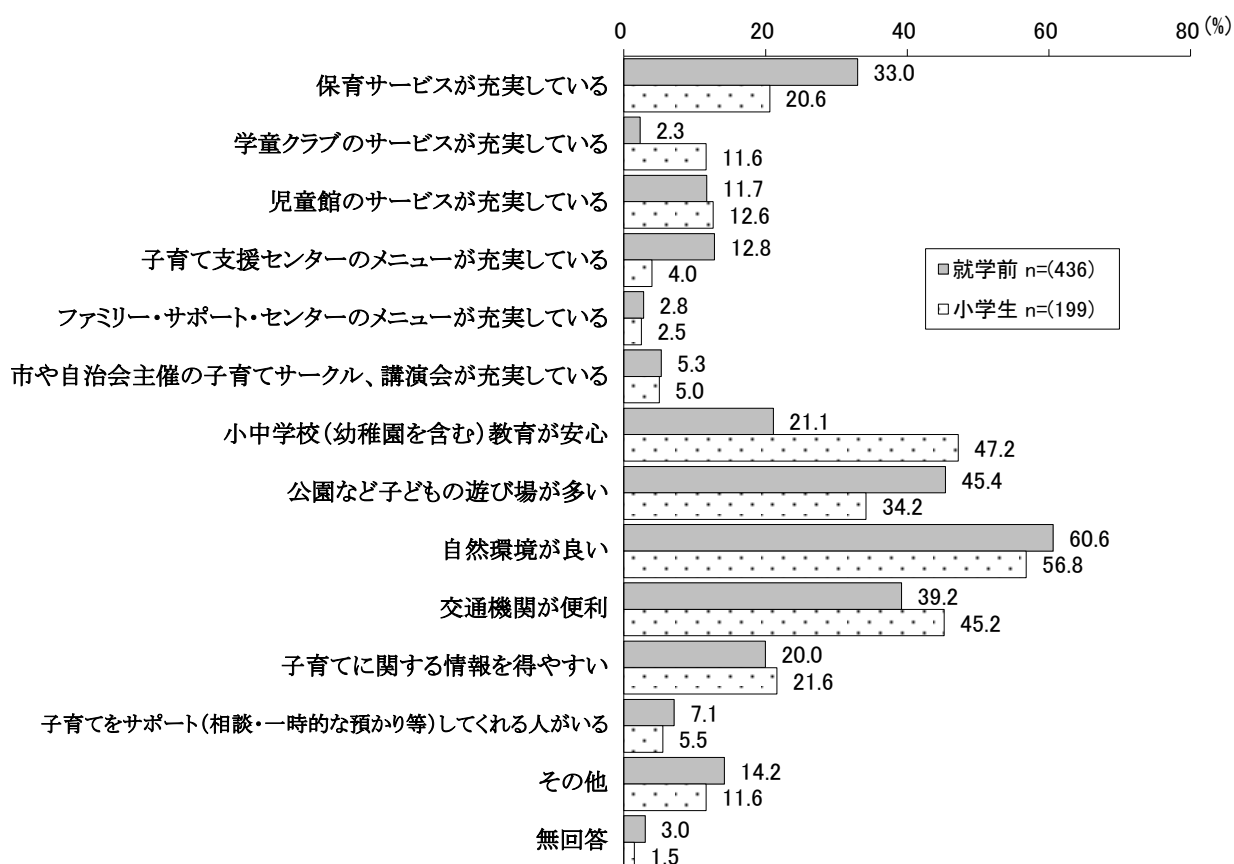


■子育てしやすい理由＜就学前：問36-2＞

「自然環境が良い」が60.6%と最も高く、「公園など子どもの遊び場が多い」(45.4%)、「交通機関が便利」(39.2%)、「保育サービスが充実している」(33.0%)と続いている。

■子育てしやすい理由＜小学生：問26-2＞

「自然環境が良い」が56.8%と最も高く、「小中学校（幼稚園を含む）教育が安心」(47.2%)、「交通機関が便利」(45.2%)、「公園など子どもの遊び場が多い」(34.2%)と続いている。



5 教育・保育及び学童クラブの量の見込み

(1)教育・保育のニーズ量の見込み

北部地区		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%
3歳以上児		700					664					623					603					559				
1号認定			327	46.7	291	41.6		310	46.7	276	41.5		290	46.5	272	43.7		281	46.6	282	46.8		261	46.7	270	48.4
2号認定	幼稚園希望		26	3.7	26	3.7		25	3.8	25	3.8		23	3.7	23	3.7		23	3.8	23	3.8		20	3.6	20	3.6
	保育所希望		289	41.3	218	31.1		275	41.4	215	32.4		257	41.3	216	34.7		250	41.5	219	36.3		231	41.3	227	40.6
3号認定	0歳児	159	104	65.4	15	9.4	152	100	65.8	16	10.5	146	95	65.1	16	11.0	141	92	65.2	16	11.3	136	90	66.2	18	13.2
	1・2歳児	381	229	60.1	127	33.3	364	219	60.2	129	35.4	368	220	59.8	142	38.6	330	198	60.0	127	38.5	310	186	60.0	138	44.5

中部地区		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%
3歳以上児		2,594					2,640					2,565					2,402					2,210				
1号認定			1,290	49.7	760	29.3		1,311	49.7	772	29.3		1,273	49.6	738	28.8		1,193	49.7	712	29.7		1,098	49.7	699	31.7
2号認定	幼稚園希望		103	4.0	103	4.0		105	4.0	105	4.0		101	3.9	101	3.9		95	4.0	95	4.0		88	4.0	88	4.0
	保育所希望		1,145	44.1	1,420	54.7		1,164	44.1	1,491	56.5		1,130	44.1	1,519	59.2		1,059	44.1	1,514	63.0		975	44.1	1,503	68.0
3号認定	0歳児	735	404	55.0	227	30.9	702	386	55.0	223	31.8	675	370	54.8	224	33.2	640	351	54.8	225	35.2	602	331	55.0	228	37.9
	1・2歳児	1,526	886	58.1	1,132	74.2	1,493	866	58.0	1,140	76.4	1,371	795	58.0	1,095	79.9	1,308	758	58.0	1,107	84.6	1,277	741	58.0	1,162	91.0

南部地区		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%
3歳以上児		2,823					3,049					3,367					3,482					3,425				
1号認定			1318	46.7	869	30.8		1424	46.7	939	30.8		1574	46.7	961	28.5		1628	46.8	899	25.8		1602	46.8	855	25.0
2号認定	幼稚園希望		105	3.7	105	3.7		114	3.7	114	3.7		126	3.7	126	3.7		130	3.7	130	3.7		127	3.7	127	3.7
	保育所希望		1,170	41.4	1,189	42.1		1,264	41.5	1,496	49.1		1,397	41.5	1,575	46.8		1,445	41.5	1,770	50.8		1,422	41.5	1,929	56.3
3号認定	0歳児	912	588	64.5	219	24.0	918	592	64.5	234	25.5	923	596	64.6	257	27.8	907	585	64.5	282	31.1	888	573	64.5	318	35.8
	1・2歳児	2,052	1228	59.8	958	46.7	2,149	1287	59.9	1,064	49.5	2,255	1351	59.9	1,217	54.0	2,068	1241	60.0	1,250	60.4	1,987	1191	59.9	1381	69.5

東部地区		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%	人口 推計値 (人)	ニーズ量 (人)	%	ニーズ量 補正值 (人)	%
3歳以上児		1,016					995					993					1,006					998				
1号認定			500	49.2	321	31.6		489	49.1	314	31.6		488	49.1	320	32.3		495	49.2	326	32.4		491	49.2	318	31.9
2号認定	幼稚園希望		40	3.9	40	3.9		39	3.9	39	3.9		39	3.9	39	3.9		39	3.9	39	3.9		39	3.9	39	3.9
	保育所希望		444	43.7	280	27.6		435	43.7	286	28.7		434	43.7	305	30.7		440	43.7	338	33.6		436	43.7	372	37.3
3号認定	0歳児	302	190	62.9	37	12.3	301	189	62.8	39	13.0	311	196	63.0	44	14.1	319	200	62.7	51	16.0	319	200	62.7	58	18.2
	1・2歳児	682	381	55.9	252	37.0	685	383	55.9	268	39.1	691	387	56.0	295	42.7	688	385	56.0	329	47.8	700	391	55.9	385	55.0

(2)学童クラブのニーズ量の見込み																				資料編	
市全域		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)
低学年	6～8歳	6,104	43.9	35.7	2,182	6,625	43.9	38.7	2,562	7,105	43.9	40.9	2,909	7,652	43.9	42.2	3,230	8,001	43.9	43.5	3,482
高学年	9～11歳	5,624	23.7	8.2	459	5,861	23.6	8.3	486	6,112	23.7	8.9	544	6,276	23.7	9.2	577	6,793	23.6	9.7	657
北部地区		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)
低学年	6～8歳	852	43.9	36.0	307	788	43.9	38.3	302	748	43.8	40.2	301	683	43.9	40.3	275	641	43.8	40.7	261
高学年	9～11歳	902	23.7	8.6	78	887	23.6	8.5	75	882	23.7	9.1	80	852	23.6	9.2	78	788	23.6	9.0	71
中部地区		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)
低学年	6～8歳	2,483	43.9	35.3	876	2,841	43.9	38.7	1,100	3,160	43.9	41.5	1,310	3,466	43.9	42.8	1,484	3,653	43.9	44.3	1,620
高学年	9～11歳	2,088	23.7	8.2	172	2,240	23.6	8.0	180	2,411	23.7	8.9	215	2,532	23.7	9.2	233	2,886	23.6	9.8	283
南部地区		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)
低学年	6～8歳	1,766	43.9	38.4	678	1,904	43.9	41.1	783	2,021	43.9	43.0	869	2,147	43.9	44.5	955	2205	43.9	45.8	1,009
高学年	9～11歳	1,595	23.6	7.9	126	1,680	23.7	8.8	147	1,736	23.6	9.2	159	1,793	23.7	9.6	172	1,931	23.7	10.0	193
東部地区		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)	児童 推計値 (人)	ニーズ量 (%)	ニーズ量 補正值 (%)	量の 見込み (人)
低学年	6～8歳	1003	43.9	32.0	321	1092	43.9	34.5	377	1176	43.9	36.5	429	1356	43.9	38.1	516	1502	43.9	39.4	592
高学年	9～11歳	1039	23.7	8.0	83	1054	23.6	8.0	84	1083	23.6	8.3	90	1099	23.7	8.6	94	1188	23.7	9.3	110

6 市域の地域区分（補足）

地域	大字
北部	大字深井新田、大字平方村新田、大字西深井、大字東深井、大字平方、美原1～4丁目、大字中野久木、大字北、大字小屋、大字南、こうのす台、富士見台、富士見台1～2丁目、江戸川台東1～4丁目、江戸川台西1～4丁目、西初石1丁目、大字上新宿新田(一部)
中部	大字上新宿、大字上新宿新田(一部)、大字桐ヶ谷、大字谷、大字上貝塚、大字下花輪、大字大畔、若葉台、東初石1～6丁目、西初石2～6丁目、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、市野谷(一部)、三輪野山五丁目(一部)、大字三輪野山(一部)、おおたかの森北1～3丁目、おおたかの森南1～3丁目、おおたかの森東1～4丁目、おおたかの森西1～4丁目
東部	宮園1～3丁目、市野谷(一部)、大字加、思井(一部)、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下1～6丁目、長崎1～2丁目、前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目、大字三輪野山(一部)
南部	大字流山、流山1～9丁目、加一～六丁目、三輪野山一～四丁目、三輪野山五丁目(一部)、大字西平井、大字鰭ヶ崎、大字木、鰭ヶ崎、南流山1～8丁目、平和台1～5丁目、市野谷(一部)、思井(一部)、西平井1～3丁目



第2期 子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

発行 令和2年3月

流山市役所子ども家庭部子ども家庭課

住所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

TEL 04-7150-6082 FAX 04-7158-6696